

とよころ

TOYOKORO PUBLIC RELATIONS



April.2018

H30.4

豊頃町広報紙

特集 平成30年度 予算の概要

広報とよころ

地方創生事業報告

豊頃町を首都圏へ発信!「総合プロモーション事業」



第18回大津コミセンフェスティバルにて。
音楽に合わせてリズムカルにマジックを披露していました。

松田 茂

Profile まつだ しげる

東京都出身。長節在住。
得意なマジックはトランプやリング。
トランプマジックの種類だけでも20種類！

「マジック」は「コミュニケーション」

マジックを始めたのは高校2年生から。

当時は単純にトランプゲームが楽しくて「（昼ごはんの）おにぎりを賭けて友人たちとゲームをした」と思い出を語ります。そのときのトランプの所有者が松田さんで、「トランプで（遊ぶ）だけではなくて、何かできたら楽しいかもしれない」と、軽い気持ちでマジックの本を手にしたそうです。そこから「マジック」と深い関わりが始まります。

大学を卒業して豊頃町で実習生として働いた後、各地で酪農等を学び、6年前に豊頃町へ戻ってきました。戻ってきた年に大津コミセンフェスティバルでマ

ジックを披露してくれないか、と誘われてから始まったマジックショーは、毎年お年寄りから小さな子どもたちまで楽しみにしています。

夢は「マジック教室」を開くこと

子どもたちやお年寄りが楽しめるマジック：地域の方々と関わることで今までは違う見方や方法を考えるようになりました。

そして子どもたちが松田さんの姿を見て、「やってみたい」と道具に興味をもってくれたこと、そして何度も挑戦している姿を見たことがきっかけで、子どもたちに教えることができたらしと考えるようになったそうです。

「各地域にマジックができる人がいたら面白いなと

思っている。そのためにも「マジック教室」を開きたい夢を話されました。

松田さんが大学生のころ、懇親会で自己紹介を兼ねて何かをしなくてはならなくなったとき「マジックができて良かった」と言います。

「会話をしながら披露することで、見知らぬ相手とスムーズなコミュニケーションをとることができるし、覚えてもらいやすい」と、嬉しそうに話す姿からは、マジックを通して得られた人脈やコミュニケーションの楽しさが伝わってきました。

もともと松田さんはトランプマジックなど1対1といったマジックが得意。それが今ではお年寄りから子どもまで、大人数を相手にするマジックを披露しています。「豊頃に来たおかげでマジックの幅が広がった」とあくまでも上を目指して語る姿から、心からマジックが好きだと言えるのではないのでしょうか。

今年は大津だけではなく、U900笑年団主催のチャリティライブで共演するなど、活動の幅も広がっています。

「呼ばれれば行きますよ」とフットワークの軽さも「好きだからこそ」と言えるのでは。今後の松田さんの活躍に期待しています。



得意なマジックの1つである「リング」。間近で見てもどうしてつながるのかわからず…。いつか松田さんが教えたマジックを覚えた子どもたちが、得意げに披露する日がくるのかもしれない。

発行 豊頃町
〒089 - 5392
中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地
☎ 015 (574) 2216
発行日 2018 年 4 月 1 日
編集 豊頃町企画課広報係



今月の表紙

3月24日に行われた茂岩
保育所の卒所式の様子で
す。保護者が感動の涙を
流すなか、子どもたちは希
望にあふれる笑顔で退場し
ていました。小学校生活を
楽しんでくださいね。

役場などの連絡先

◆役 場

☎(574)2211(代表)・FAX(574)3750(総務課)

◆各課等（ダイヤルイン）

總務課		☎ (574) 2211
出納室		☎ (574) 2212
住民課		☎ (574) 2213
福祉課		☎ (574) 2214
施設課		☎ (574) 2215
企画課		☎ (574) 2216
産業課		☎ (574) 2217
農業委員会		☎ (574) 2218
議会事務局		☎ (574) 2222
教育委員会(教育課)		☎ (579) 5801
(図書館)		☎ (579) 5802

◆支所・出先機関・町内関係機関

大津支所 ☎ (575) 2021
こどもプラザとよころ ☎ (574) 3931
給食センター ☎ (574) 4600
社会福祉協議会 ☎ (574) 3143

◆地域情報通信基盤施設の故障受付窓口

NTT 東日本データセンタ ☎ 0120 (860) 023
[24 時間 365 日受付]

ホームページ

豊頃町

<http://www.toyokoro.jp/>

豊頃町社会福祉協議会

<http://www.h3.dion.ne.jp/~toyo-sha/>

豊頃町の人口と世帯

2月28日現在（前月比）
住民基本台帳に基づく

人口 3,199 人(+2)

男 1,539 人(-2)

女 1,660 人(+4)

世帯 1 492世帯(+2)

[illegible]

町内の交通事故

平成30年1月1日
～3月10日（前年比）

交通事故死ゼロ 979 日

発生 1 件(+ 1)

死者 0 人(0)

死者	2人(+2)
傷者	2人(+2)

陽日 二六(十二)

目次

CONTENTS

02 クローズアップ人 松田 茂

広報とよころ

- 04 特集 平成 30 年度 予算の概要
- 06 地方創生事業報告 豊頃町を首都圏へ発信！「総合プロモーション事業」
- 07 ココロコ テラス OPEN
- 08 後期高齢者医療制度のお知らせ
- 10 平成 30 年 4 月から国民健康保険制度が変わります
- 11 平成 30 年度から介護保険料額が変わります
- 12 『ヘルプマーク・ヘルプカード』を希望される方へ
- 13 国民年金からのお知らせ「国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？」
- 14 豊頃町産業振興事業補助金
- 15 国税庁からのお知らせ「確定申告が間違っていたとき」
平成 30 年度町外通勤者助成金のご案内 ほか
- 16 はじめませんか？ 資源ごみの集団回収！一池田警察署からのお知らせ
- 17 弁護士 おなやみごとと無料相談 in 十勝
- 18 4 月スタート！豊頃町総合体育館無料教室！
- 19 はるにれは見ていた「卒業おめでとう」 ほか
- 23 Toyokoro Letter
駐在だより「春の全国交通安全運動の実施」 ほか
- 24 平成 29 年度全国体力・運動能力等調査
- 25 『報徳のおしえ』とともに
- 26 みんなの図書館『「こども読書の日」特別展示』ほか
- 28 ジャネット号！GO！
- 29 町民文芸・我が家のアイドル
- 30 役場の人事異動を実施しました

役場だより

- 31 INFORMATION ◎目次あり
主な施設の行事予定 ほか

裏 とよころカレンダー

告知 「茂岩山自然公園各施設がオープン！」

地域貢献に感謝状



3月23日、地域貢献活動として、高齢者健康増進センター堆雪か所やえる夢館前駐車場における排雪作業を行なった植村土建(株)(植村高愛代表取締役、新得町)へ宮口町長から感謝状が贈られました。

平成30年度

予

算

の

概

要



▽平成30年度 予算の概要
広報とよころ

役場だより

平成30年第1回豊頃町議会定例会が3月6日から開催され、当初予算が次のとおり可決されました。
ここに、本年度予算の概要についてお知らせします。

平成30年度は、一般会計の当初予算が44億2,500万円で、対前年度比2億1,327万8千円の増額（5.1%の増）、6特別会計を合わせた全会計総額では61億2,432万5千円で対前年度比1.9%の増となりました。

一般会計

一般会計の歳入について、普通交付税は4,038万1千円減（対前年度比2.1%の減）の19億1,977万8千円、臨時財政対策債は、昨年度と同額の1億円を見込みました。

また、財源不足に充てるための基金取崩しとして、財政調整基金から2億2千万円の繰り入れを計上しました。

次に本年度の主な事業であります

が、本町の基幹産業である農業基盤整備の促進のため「緊急農地基盤整備事業補助」に1,487万5千円、「道営負担事業」に3,954万円を、森林保全事業では、「町有林造林事業」に2,083万3千円、「林道開設事業」に5,050万円を、水産業関連では「大津漁港漁船減災対策事業補助金」に1,040万円を計上しております。

道路関係としては、町道の改良舗装や橋梁の長寿命化補修に3億9,600万円を、住宅関連では町営住宅の立替建設や長寿命化のための個別改善工事に6,620万円を計上しました。

また公園施設改修として茂岩山キャンプ場バンガロー等改修に1,100万円を計上しました。

ソフト事業では、国の地方創生推進事業の対象となる互産互生の繋がりを活かした地域商社推進プロジェクトとして「地域商社」および「豊頃町互産互生推進協議会」の取り組みに対し補助するため、1,350万円を計上しました。

新規事業としては、家畜ふん尿の利活用および適正管理を図るため、「家畜排せつ物利活用実証調査事業」に540万円、「バイオガスパラント整備基本設計事業」に1,080万円を計上しました。

継続事業では「ふるさと応援寄附金制度事業」に2,339万2千円を計上し、福祉関連で「福祉タクシー乗車券交付事業」に473万8千円、「乳幼児医療費助成事業（町単独分）」に

会計別当初予算概要

(単位・千円、%)

会 計 名		30年度予算	29年度予算	増減率
一 般 会 計		4,425,000	4,211,722	5.1
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	574,960	652,756	△ 11.9
	介護保険特別会計	380,224	395,157	△ 3.8
	後期高齢者医療特別会計	60,433	58,103	4.0
	医療施設特別会計	125,687	124,366	1.1
	簡易水道特別会計	291,816	221,346	31.8
	公共下水道特別会計	266,205	347,592	△ 23.4
	小 計	1,699,325	1,799,320	△ 5.6
合 計		6,124,325	6,011,042	1.9

590万円を、農業関連では「家畜飼養用水緊急支援対策事業」に500万円を、商工観光関連では「プレミアム付特別商品券発行事業補助」に3,339万円、「観光協会補助」に335万円を、教育関連では「高等学校等修学助成」に680万4千円、「サマールランド中学生派遣交流事業補助金」に469万6千円を計上しました。

特別会計

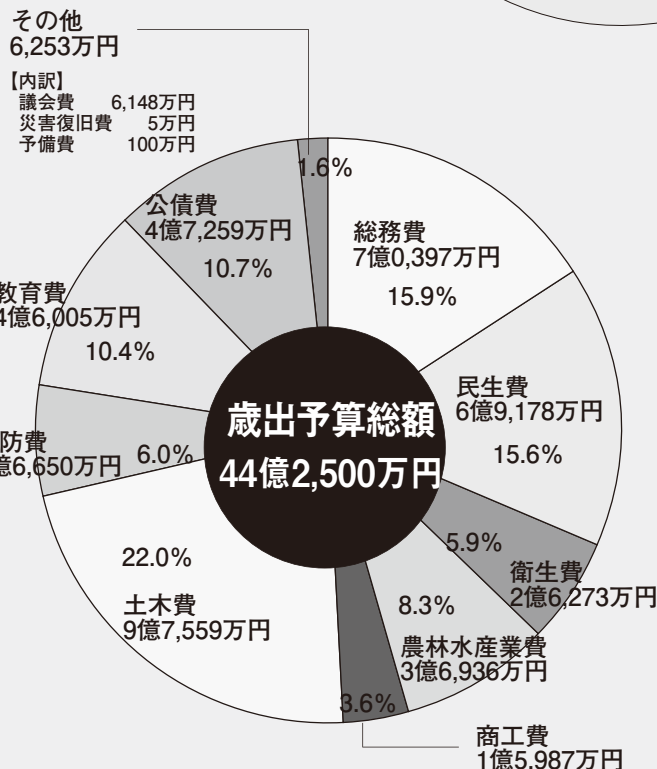
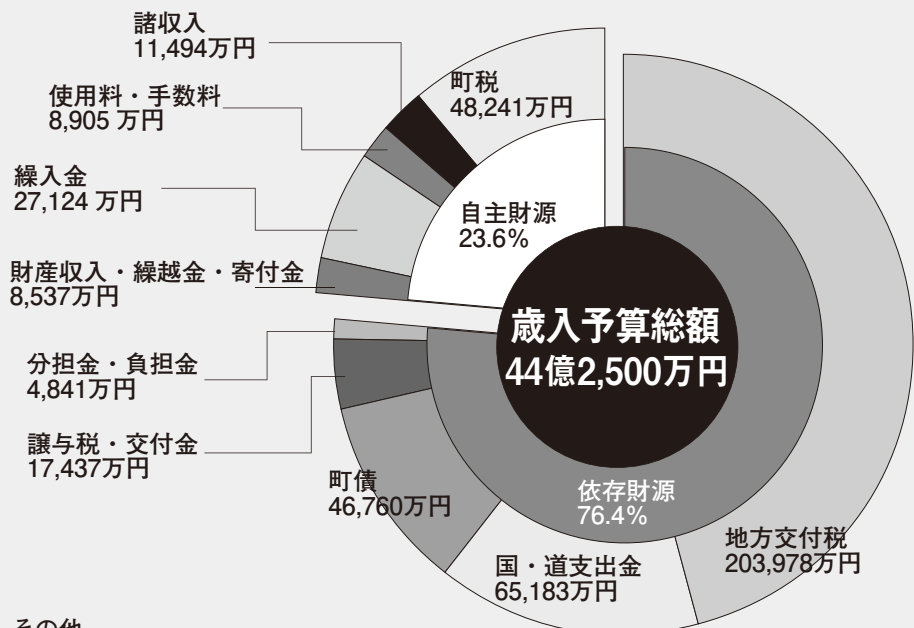
特別会計については、簡易水道特別会計で長寿命化計画に基づく「茂岩簡易水道基幹的施設改良事業」により対前年度比31・5%の増となっておりますが、国民健康保険特別会計では保険者の都道府県単位化により11・9%の減、公共下水道特別会計は施設長寿命化事業計画に基づく「下水道施設改築更新工事」費用の減少により23・4%の減で、6特別会計の総額は対前年度比5・6%減の16億9,932万5千円となっております。



用語の解説

- ◆**地方交付税**
町が標準的な行政を運営するのに必要な財源を国が保障するため、一定の基準で交付
- ◆**国・道支出金**
国や道の基準に従って行った事業に対して受ける国や道からの補助金
- ◆**町債**
町が大きな建設事業などを行う際に、長期間にわたって利用することができ、多額の費用が必要な時に借り入れる長期的な借金
- ◆**繰入金**
基金や積立金を取り崩して財源に充てるお金
- ◆**諸収入**
預金利子や国、道の受託事業収入、給食費等
- ◆**公債費**
借入金の元金、利子の支払いに要する経費
- ◆**総務費**
全般的な管理事務、税務、戸籍、財産の維持管理等の経費
- ◆**民生費**
高齢者や障害者に対する社会福祉、保育所の運営管理などの児童福祉等、安定した社会生活に必要な経費
- ◆**衛生費**
ごみ、し尿処理、保健指導等、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費
- ◆**農林水産業費**
農業、林業、水産業振興のための経費
- ◆**商工費**
商工業・観光振興のための経費
- ◆**土木費**
道路、住宅、各施設の新設および維持に要する経費
- ◆**教育費**
小・中学校、給食センター、総合体育館、える夢館の管理運営等、教育・文化に係る経費
- ◆**消防費**
東十勝消防事務組合負担金や災害対策のための経費

一般会計当初予算概要



歳出前年度比較 (万円)

款	前年比
議会費	△ 212
総務費	61,132
民生費	△ 11,040
衛生費	4,953
農林水産業費	28,613
商工費	1,180
土木費	51,256
消防費	26,292
教育費	91,233
災害復旧費	0
公債費	△ 40,129
予備費	0
計	213,278

豊頃町を首都圏へ発信!

「総合プロモーション事業」



平成28年度からはじまった

総合的な豊頃町のプロモーション

本事業開始のきっかけは、国において地方創生が打ち出された頃の平成27年12月に十勝毎日新聞に掲載された「豊頃男子」企画からでした。

計画当初は「地方創生人材（地域の担い手）育成事業」「しごと創生のための地域産業活性化事業（町のPR・特産品の販路拡大など）」「移住定住促進事業」を、前述の「豊頃男子」など町内の若者が主役となり進めていけないかと計画され、農協・漁協・商工会青年部協力のもと実施したのがはじまりです。

主な取組みとしては、講師を招聘してのセミナーや、意見交換会「いもコジ」の開催をはじめ、豊頃町の特産品を首都圏に向けてPR販売する「物産イベント」への参加、情報発信力のある首都圏女性を対象とした「豊頃産食材を活用した夕食会」を開催するなど、積極的なプロモーション活動を行ってきました。

特に「豊頃暮らし移住体験モニターツアー」では、首都圏女性をターゲットに、2泊3日間の日程で搾乳などの仕事や冬のアクティビティを体験してもらい、町の魅力を深く知ってもらうことで、豊頃のファンとなつて情報発信を行ってもらう取組みも行っています。

新しい枠組みへ

これまで2年間に渡り実施してきた結果、「いもコジ」は通算で13回開催し、若者からは多くの意見が出されてきました。その意見をもとに青年を中心に始まった本事業は、関係団体の女性部の皆さんにも協力・参加してもらい、その枠組みが広がっています。

平成30年度の取組み

本事業は3年目をむかえ、主目標を「移住定住促進事業」とし、若者をはじめとする町民全体の取組みへと発展させていくことを計画しています。

平成30年度の取組みについては、継続的に広報紙等でお知らせします。

本取組みに興味のある方は、豊頃町総合プロモーション推進協議会事務局（役場企画課）までご連絡ください。

01.「豊頃暮らしモニターツアー」の様子。
02. 事業で作成した首都圏向けチラシ
03. セミナーでの様子。04. 首都圏PRでの様子。

平成29年度実施概要

- 1 地方創生人材育成事業
 - ・セミナー開催 3回
 - ・いもコジ開催 7回
- 2 地域産業活性化事業
 - ・首都圏物産イベント参加 2回
 - ・首都圏での夕食会 2回
 - ・首都圏企業でのPR事業 2回
- 3 移住定住促進事業
 - ・モニターツアー1回（6名参加）

※本事業では結婚対策事業は実施していません。

Facebook (Toyokoro Letter) でも取組み状況をお知らせしています。



豊頃町まちなか活性化拠点施設
通称「ココロコテラス」が開館!
地域商社「一般社団法人ココロコ」
の事務所があります!

生産物のブランド化や販路拡大など
を検討されている方は、お気軽に
ご相談ください!

宿泊機能: 当分の間は旅館業等の
宿泊事業ではなく、ツーリズムやサ
テライトオフィス等の利用者向けに
活用します!

町の情報発信、観光拠点です!
お気軽にお立ち寄りください!

首都圏企業等に向けてのサテライト
(レンタル) オフィススペースが
あります!



ココロコ テラス

4.2^{MON} 10:00 ~ OPEN

COCOLOCO - TERRACE

【開館日】火曜日～土曜日（祝日、年末年始 12/31～1/5 は休館）

【開館時間】10:00～18:00

【住所】豊頃町茂岩本町 110 番地 1（豊頃消防署 北側）

◆ 町民向け内覧会を開催します ◆

【とき】

平成30年4月14日（土） 10:00～15:00

※粗品を御進呈いたします。

【お問合せ先】

一般社団法人ココロコ（Tel 578-7202）

後期高齢者医療制度のお知らせ

… 制度の見直しについて …

均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

【平成 30 年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万円 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

所得割の軽減割合が見直しされました

●保険料所得割軽減の割合が次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	2 割軽減

【平成 30 年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	軽減なし

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7 割軽減

【平成 30 年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5 割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成 29 年度

57 万円



平成 30 年度

62 万円

保険料の計算方法（平成 30 年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

均等割
【1 人当たりの額】
50,205 円

+

所得割
【被保険者本人の
所得に応じた額】
(平成 29 年中の所得 -
33 万円) × 10.59%

=

1 年間の保険料
【限度額 62 万円】
(100 円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

食事療養標準負担額の金額が見直しされました

●療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成 30 年 4 月から見直しされました。

【平成 30 年 3 月まで】

区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき 360 円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき 260 円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210 円
		90日を超える入院	1食につき 160 円
	区分Ⅰ		1食につき 100 円

【平成 30 年 4 月から】

区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき460円	
	指定難病の医療受給者証をお持ちの方	1食につき260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ		1食につき100円

高額療養費の限度額が見直しされます

●高額療養費の限度額が、平成 30 年 8 月から次のとおり見直しされます。

【平成 30 年 7 月まで】

【平成 30 年 8 月から】

区分		1 か月の自己負担限度額 (※ 1)		区分		1 か月の自己負担限度額 (※ 1)	
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)			外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並み 所得者		57,600 円	※ 2 (44,400 円) ※ 3	現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円) ※ 3	
一般		14,000 円	57,600 円 (44,400 円) ※ 3		課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円) ※ 3	
住民税非課税世帯		8,000 円	24,600 円		課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円) ※ 3	
区分 II	区分 II		15,000 円	一般		18,000 円 ※ 4	57,600 円 (44,400 円) ※ 3
	区分 I			住民税非課税世帯	区分 II	8,000 円	24,600 円
					区分 I		15,000 円

※ 1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより加入する方 (障害認定で加入する方は除く) は、加入した月の自己負担限度額が 1/2 に調整されます。

※ 2 (医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円です。

※ 3 多数該当 (過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当) の場合の自己負担限度額です。

※ 4 1 年間の外来の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。

生活療養標準負担額の金額が見直しされました

●療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成 30 年 4 月から見直しされました。

【平成 30 年 3 月まで】

【平成 30 年 4 月から】

区分	生活療養標準負担額 (居住費部分)	区分	生活療養標準負担額 (居住費部分)
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1 日につき 370 円	以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1 日につき 370 円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1 日につき 200 円	医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1 日につき 370 円
指定難病患者	1 日につき 0 円	指定難病患者	1 日につき 0 円
老齢福祉年金受給者	1 日につき 0 円	老齢福祉年金受給者	1 日につき 0 円

高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます

●高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区分		現行	平成 30 年 8 月～
現役並み所得者		67 万円	【課税所得 690 万円以上】 212 万円 【課税所得 380 万円以上】 141 万円 【課税所得 145 万円以上】 67 万円 (改正なし)
一般		56 万円	56 万円 (改正なし)
住民税非課税世帯	区分 II	31 万円	31 万円 (改正なし)
	区分 I	19 万円	19 万円 (改正なし)

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601

平成 30 年 4 月から 国民健康保険制度が変わります

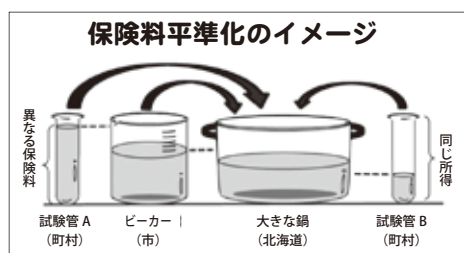
国民健康保険の都道府県単位化について

「継続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月に成立し、平成 30 年度からの国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となるため、北海道が安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営における中心的な役割を担うこととなります。

なお、国保の加入・脱退や給付等のお手続きは、平成 30 年度以降もこれまでと変わらず、役場の窓口で行います。

新たな国保制度の目的

- 市町村で大きな差がある保険料（税）を平準化し、全道で公平な負担に近づけていく。
- 市町村が抱える医療費増加リスクを、全道で分散させていく。



現在	・容器の高さ（所得）が同じでも、水位（保険料率）が大きく異なる。 ・容器が小さい（ビーカー・試験管＝市町村の規模）ので、水が少しでも増えると、水位（保険料率）が急激に上昇する。
----	---

＜保険料平準化＞ ↓ ＜リスクの分散＞

平成 30 年 4 月 1 日	・大きな鍋（北海道）に移すと、水位は同じ（同じ所得なら保険料は同じ水準）。 ・容器が大きい（大きな鍋＝北海道）ので、水が多少増えても、水位（保険料率）がわずかにしか上昇しない。
-----------------	---

北海道と市町村の役割

平成 30 年度以降の北海道と市町村の役割は次のとおりです。

北海道の主な役割

- ・ 財政運営の責任主体
- ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・ 資格管理（都道府県単位）
- ・ 市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表
- ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い

市町村の主な役割

- ・ 国保事業費納付金を北海道に納付
- ・ 資格管理（被保険者証等の発行）
- ・ 標準保険料（税）率等を参考に保険料（税）率を決定
- ・ 保険料（税）の賦課・徴収
- ・ 保険給付の決定、支給

制度改正に伴う国保加入者の影響等について

＜ 制度移行時において特別な手続き等は不要です。 ＞

注）お持ちの保険証等は、記載された有効期限までご利用いただけます。

注）住所変更等の届出や給付の申請などは、今までどおり役場での手続きとなります。

変わらないこと（今までどおり役場で行う事務）

- ・ 国民健康保険の加入・喪失手続き・保険者証などの交付・療養費の手続き
- ・ 高額療養費の手続き・出産一時金の手続き・葬祭費の手続き・保険料（税）の賦課及び徴収
- ・ 特定健診等の保健事業

変わること

- ・ 国保加入者の資格管理（都道府県単位）
これまで市町村ごとに行っていた被保険者の資格管理を北海道で行うこととなります。
- ・ 被保険者証の様式
新しい保険者証には保険者として「北海道」が表記されます。
保険証とは別に交付されていた「高齢受給者証」は、被保険者証と一つになって交付されます。
- ・ 高額療養費に多数回該当通算方法
これまで市町村をまたいで転居した場合、高額療養費の該当回数は通算されませんでしたが、平成 30 年 4 月からは、北海道内での転居の場合で、世帯の継続性が保たれている場合、高額療養費の該当回数を通算されるようになります。（多数回該当とは、当月を含む過去 12 か月以内に高額療養費に該当したが月 3 回以上あった場合、4 回目から自己負担額が低くなる制度）
- ・ 葬祭費
北海道の統一基準により、葬祭費が 3 万円（1 件あたり）になります。

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

平成30年度から介護保険料額が変わります

○ 65 歳以上の方の介護保険料について

介護保険制度では、市町村ごとに高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、介護サービス費用などを推計し、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。

この推計をもとに、平成30年度から平成32年度までの介護保険料額を算定しています。

豊頃町の基準保険料額 月額 4,845 円

○ あなたの介護保険料は？

介護保険料は、所得状況に応じて次の9つの区分に分けられます。

平成30年度介護保険料額				
所得段階	対 象 者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円以下の方	月額 4,845 円	× 0.45	26,200 円 / 年
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.62	36,000 円 / 年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が120万円を超える方		× 0.75	43,600 円 / 年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円以下の方		× 0.87	50,500 円 / 年
第5段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円を超える方		× 1.0	58,100 円 / 年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方		× 1.2	69,700 円 / 年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方		× 1.3	75,500 円 / 年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方		× 1.5	87,200 円 / 年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の方		× 1.7	98,800 円 / 年
※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。 ※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。				

介護保険料の納付方法

< 特別徴収と普通徴収 >

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。

徴収額は、4・6・8月には前年度2月（平成30年2月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は平成30年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。

普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

< こんな時は普通徴収になります >

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・年金支給が一時差し止めになったとき
- ・前年度2月（平成30年2月）に保険料が天引きされていないとき など



問合せ先

役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

『ヘルプマーク・ヘルプカード』を希望される方へ

『ヘルプマーク』とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方や発達障がいの方など、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることで援助が得やすくなることを目的としています。

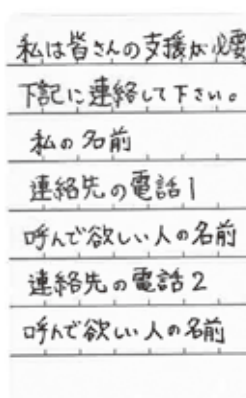


△ ヘルプマーク
カード本体 85mm×53mm
吊り下げバンド 24mm×11mm
付属シール 695mm×435mm

付属シールについて

「ヘルプマーク」の裏面に付属のシールを貼ることができます。シールには、「ヘルプマーク」の利用者が、周囲の方に伝えたい情報や必要とする配慮等の内容を記入することができます。

付属シール記入例→



ヘルプマークを身に着けた方への配慮の例

① 電車、バス等、公共交通機関で席を譲ること

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスに感じることがあります。

② 駅や商業施設等で声をかける等の配慮

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

③ 災害時、安全に避難するための配慮

視覚障がいや聴覚障がい等で状況把握が難しい方、肢体不自由等による自力で迅速な避難が困難な方がいます。

『ヘルプカード』とは

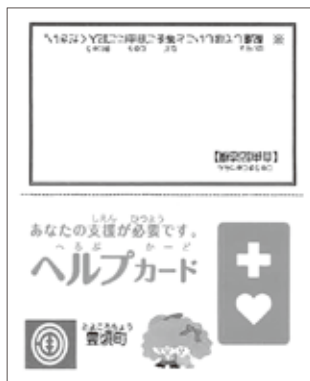
障がいのある方の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない方がいます。

そういう方々が困ったときに助けを求めるためのものです。

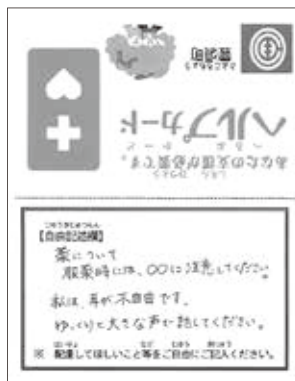
また、このカードは「助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードでもあります。

ヘルプカードの活用場面

- ① 災害のとき…災害が発生したとき。災害に伴う避難生活が必要なとき。
- ② 緊急のとき…道に迷ってしまったときやパニック発作等の発作や病気のとき。
- ③ 日常的に、ちょっとした手助けがほしいとき。



△ ヘルプカード



△ ヘルプカードの記入例

△裏面には、氏名・住所・生年月日・血液型・かかりつけの医療機関等が書き込めるようになっています。

「ヘルプマーク・ヘルプカード」を希望される方は、役場福祉課窓口までお越しください。
また、電話での受付も行いますのでお問い合わせください。

問合せ先

役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての人は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の方が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

〈所得のめやす〉 118 万円＋ {扶養親族等の数× 38 万円} ＋ 社会保険料控除等

学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校などに在学する方で夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

申請される方は

申請書は、各学校の学生課にも設置していますが、市区町村窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページからも入手できます。

申請には、学生証（有効期間が表記されているもの）の写しまたは在学証明書が必要です。（在学証明書は原本を提出してください。）

提出先は、役場住民課戸籍年金係になります。

申請により承認された場合、承認期間は 4 月から翌年 3 月までの 1 年間です。引き続き学生納付特例制度をご利用する場合でも、毎年度の申請が必要です。

保険料の納付が猶予されている期間は

- 病気やけがで障害が残ったときも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10 年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成 30 年度も引き続き学生納付特例を希望する方は…

学生納付特例制度により、平成 29 年度に保険料納付を猶予されている方で、平成 30 年度も引き続き在学予定の方へ、4 月上旬までに基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、そのハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成 30 年度の申請ができます。（この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です。）

なお、平成 30 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳（お持ちの方）
- ② 印鑑
- ③ 学生証の写しまたは在学期間が確認できる在学証明書



問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西 1 条南 1 丁目） ☎ 0155（25）8113
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

豊頃町産業振興事業補助金

平成 30 年度産業振興事業の応募を受付します。

募集内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、企画課町づくり推進係にご相談のうえ応募ください。

産業振興事業メニュー

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
起業等支援事業			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る機器または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。継続事業は3年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1ヘクタールあたり5万円以内
商店街活性化事業			
店舗改修等支援	次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して5年が経過していること ②これまで本補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5年以上継続して営業すること	市街地において小売業又は飲食店事業を行う者	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
特別支援事業			
名品づくり支援事業	町内の地域資源（農水産品、歴史・文化・観光資源等）を活用した新商品の開発や既存商品の改良に要する経費について、その一部を支援および助成する。	町内に事業所を有する中小企業者又は町民団体、町民個人	補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は100万円とする。事業期間は単年度とする。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問い合わせください。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

確定申告が間違っていたとき

○税額を多く申告していたとき

【手続】更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

平成25年分から平成29年分… 法定申告期限から5年以内

○税額を少なく申告していたとき

【手続】修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、延滞税がかかることがありますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

○確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

税に関する情報は

国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

自動車税の納期限は 5月31日（木）です

※納税通知書が5月7日（月）に発送となります。

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。
使用しない自動車は抹消登録を！

次のようなときは、
手続きが必要です。

- ①住所が変わったとき⇒札幌道税事務所自動車税部および運輸支局で変更手続きを
- ②自動車を売買したとき⇒運輸支局で移転登録を
- ③自動車を廃車したとき⇒運輸支局で抹消登録を

北海道運輸局ホームページ
(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>) をご覧ください。

【納期限までに納付が困難なとき】

十勝総合振興局納税課
☎ 0155-27-8533（直通）

平成30年度 町外通勤者助成金のご案内

町内に居住し、町外へ通勤する若者に月額7千円の豊頃町商品券を支給します。

次のすべての要件に該当する方

- ① 町内に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和53年4月2日～平成12年4月1日生まれの方
- ③ 月15日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他、町に対する債務を完納している方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していない方

助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

助成金額

月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、通勤実績に応じて支給月数が変わります。

申請時期

上半期の申請は9月末日まで、下半期の申請は3月末日までの申請となります。

交付時期

上半期分・下半期分の助成金は、申請月の翌月までに交付します。
10月（上半期分）、4月（下半期分）

詳細については、企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

はじめませんか？資源ごみの集団回収！

町では、ごみの減量と
限りある資源の有効利用、
地域コミュニティの活性
化を図るため、地域住民
の皆さんによる「集団回
収」を推奨しています。

皆さんの地域などで、
身近なリサイクル活動と
して「集団回収」を始め
てみませんか？

● 集団回収とは ●

子ども会や町内会などの地
域団体が、家庭から出る新聞
紙や瓶、アルミ缶などの資源
ごみを自主的に回収する「住
民主体のリサイクル活動」で、
回収業者に売り払いした代金
とは別に、回収した資源ごみ
の量に応じて町から助成金が
交付されます。

● 対象団体

町内の子ども会、町内会、老人クラブ、女性団体、PTAなど
5 世帯以上で構成する団体

● 助成の内容

＜助成金の交付＞

- ・基本額 1 団体 5,000 円（年度内 1 回限り）
- ・加算額 回収量 1kg につき 4 円

＜対象品目＞

新聞、ダンボール、雑誌、ビール瓶、一升瓶、アルミ缶

● 集団回収のメリット

- ・集団回収を通じ、地域のコミュニティの形成が促進されます。
- ・実施団体の活動費として、助成金を有効に活用できます。
- ・資源の大切さを学ぶなど環境意識が高まります。
- ・分別が徹底され質の高い資源物を回収できます。

● 集団回収をはじめるには？

- ① 団体の中で、必要な役割や回収する資源物の種類、いつ、どこに、ど
のように集めるかなどを決め、回収業者と相談します。
- ② 「集団回収活動実施団体登録申請書」を町に提出します。
※すでに登録されている団体については、提出は不要です。
- ③ 事前に決めた回収日時、場所、出し方を守り、資源物を出します。
回収後は、回収業者から「買い上げ伝票」等もらい、この伝票を
添えて助成金交付申請書を町に提出します。

● 必要書類

助成金交付申請書、資源ごみ回収実績報告書、買い上げ伝票等

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213



池田警察署からのお知らせ

現在、豊頃町等の複数のお宅に「民事訴訟管理セン
ター」を名乗る詐欺のハガキが届いています。

この詐欺のハガキは、個人情報保護のシールなどが
貼られ、「訴訟最終通知」などと書かれています。ハガ
キに書いてある電話番号へ連絡するとお金を請求され
ます。書かれている電話番号には、絶対に電話をして
はいけません。

届いたら、家族や親せき、警察に相談しましょう。

.....詐欺のハガキの文例.....➡

問合せ先

池田警察署（池田町）☎ (572) 0110

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号 (ㇿ) 7xx

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、
契約会社及び運営会社から、訴状申し入れされたこと
を本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連
絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出
状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となり
ます。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が
出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の
差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意く
ださい。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しまして
は当センターにて承っておりますので、下記窓口へお
問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きます
ようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成 30 年 3 月 x 日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関 x 丁目 x 番 x 号

消費者相談窓口 03-xxxx-xxxx

受付時間 9:00 ~ 18:00 (日・祝日を除く)

弁護士 おなやみごと無料相談 in 十勝

十勝管内の法律事務所がない 17 町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。
十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付 (予約優先) : 釧路弁護士会帯広会館
TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。
(利害関係の有無を確認するためにも、事前の予約が確実です。)

平成 30 年度 スケジュール

《毎週火曜日 午後 1 時～午後 4 時》

		実施自治体		実施場所				実施自治体		実施場所		
4 月	3 日	陸別町	陸 別 町 役 場 第 1 会 議 室			10 月	秋のすずらん一斉相談					
	10 日	清水町	清水町役場 1 階町民相談室 1									
	17 日	音更町	木 野 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー									
	24 日	池田町	池田町社会福祉センター 3 号会議室									
5 月	春のすずらん一斉相談					11 月	6 日	陸別町	陸 別 町 役 場 第 1 会 議 室			
							13 日	広尾町	広尾町コミュニティセンター第 2 会議室・和室			
							20 日	士幌町	士幌町コミュニティセンター 2 階多目的作業室			
							27 日	幕別町	札内コミュニティプラザ 1 階和室会議室			
6 月	5 日	更別村	更別村社会福祉センター 小会議室			12 月	4 日	音更町	音 更 町 総 合 福 祉 セ ン タ ー			
	12 日	士幌町	士幌町コミュニティセンター 2 階多目的作業室				11 日	芽室町	芽室町保健福祉センター 相談室			
	19 日	幕別町	札内コミュニティプラザ 1 階和室会議室				18 日	池田町	池田町社会福祉センター 3 号会議室			
	26 日	大樹町	大 樹 町 福 祉 セ ン タ ー				25 日	上士幌町	上士幌町山村開発センター 第 3 研修室			
7 月	3 日	芽室町	芽室町保健福祉センター相談室			1 月	1 日	年始				
	10 日	広尾町	広尾町コミュニティセンター第 2 会議室・和室				8 日	更別村	更別村社会福祉センター 小会議室			
	17 日	清水町	清水町役場 1 階町民相談室 1				15 日	豊頃町	豊 頃 町 役 場 1 階 会 議 室			
	24 日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室				22 日	中札内村	中札内村農村環境改善センター会議室			
	31 日	豊頃町	豊 頃 町 役 場 1 階 会 議 室				29 日	新得町	新 得 町 役 場 会 議 室			
8 月	7 日	新得町	新 得 町 役 場 会 議 室			2 月	5 日	清水町	清水町役場 1 階町民相談室 1			
	14 日	お盆休み			12 日		浦幌町	浦 幌 町 役 場 1 階 相 談 室				
	21 日	中札内村	中札内村農村環境改善センター会議室				19 日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナー B 室			
	28 日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナー B 室				26 日	新得町	新 得 町 役 場 会 議 室			
9 月	4 日	上士幌町	上士幌町山村開発センター 第 3 研修室			3 月	5 日	芽室町	芽室町保健福祉センター相談室			
	11 日	幕別町	幕別町民会館 1 階和室×2 応接室				12 日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室			
	18 日	浦幌町	浦 幌 町 役 場 1 階 相 談 室				19 日	大樹町	大 樹 町 福 祉 セ ン タ ー			
	25 日	更別村	更別村社会福祉センター 小会議室				26 日	幕別町	忠類コミュニティセンター 1 階児童室 老人室			

帯広弁護士協会

後援

足寄町・池田町・浦幌町・音更町・上士幌町・更別村・鹿追町・清水町・新得町
大樹町・豊頃町・中札内村・広尾町・本別町・幕別町・芽室町・陸別町

受付・お問い合わせは…釧路弁護士会帯広会館まで ☎ 0155 (66) 4877

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

**無料
教室！**

4月スタート！ 豊頃町総合体育館

ZUMBA・クライミング教室・トレーニング指導

1

ZUMBA 教室 (19 : 30 ~ 20 : 30)

ダンス教室！

ラテンのリズムの音楽に合わせて激しくダイナミックに踊ることによって、効率よく脂肪を燃焼。音楽にのってみんなでダンスを楽しみながら、引き締まったボディラインをつくれます。



4月17日(火) 7月24日(火) 10月16日(火) 1月22日(火)

2

クライミング教室 (19 : 00 ~ 21 : 00) 定員 10 名

昨年、豊頃町総合体育館に新たに出来たクライミング施設を利用した教室を開催致します。クライミングの基礎から中・級者まで幅広く指導致します。

※(別途 100 円保険料がかかります。)



5月22日(火) 8月21日(火) 11月20日(火) 2月19日(火)

申込締切：各開催日の1週間前までとなります。また、クライミング教室の参加基準についてはご相談下さい。

3

トレーニング指導 (17 : 00 ~ 19 : 00)

運動指導員
が在中！

利用者それぞれの目的・ご希望に合ったアドバイスや運動指導を行います。トレーニングマシンの使い方の説明や、自宅のできる運動を学び、継続的な運動習慣を確立しましょう！



4月17日(火) 5月22日(火) 6月19日(火) 7月24日(火) 8月21日(火) 9月11日(火)
10月16日(火) 11月20日(火) 12月28日(火) 1月22日(火) 2月19日(火) 3月19日(火)

※18 : 30 ~ 19 : 00 ショートレッスン開催の為、トレーニングルーム指導は行いません。

中川郡豊頃町茂岩本町 167 番地

豊頃町総合体育館 ☎015-574-2480

教室お申込・お問い合わせ先は下記までご連絡ください。

お問い合わせ時間 9:00 ~ 21:00
月曜のみ午前 9:00 ~ 17:00

▽4月スタート！
豊頃町総合体育館無料教室！
広報とよころ

役場だより



卒業おめでとう

3/15 豊頃中学校



3/24 茂岩保育所



3/23 大津小学校



3/24 大津保育所



3/23 豊頃小学校



広報とよころ
▽はるにれは見ていた

役場だより





(敬称略)

スポーツ賞	
井下慎吾・川口知紘・庄司和也・庄司智也 杉江貴紀・杉村大輔・高橋智紀・藤原将基・山崎亮輔 高松宮賜杯第61回全日本軟式野球大会I部 北・北海道大会【優勝】	
桐山奈津紀・菅野美由紀・高田かおり 庄司梨奈・東野 彩 第22回全日本レディスソフトボール大会北海道予選会【優勝】	
少年スポーツ賞	
安 達 康 太	第35回北海道ジュニアオールスターバスケットボール1年生旭川大会帯広選抜チーム【優勝】
スポーツ奨励賞	
松 崎 稜 弥	第70回北海道高等学校陸上競技選手権大会男子1500m【第6位】
田 頭 胡 桃	第72回国民体育大会ハンドボール競技北海道予選会【準優勝】 第41回全国高等学校ハンドボール選抜大会北海道大会【3位】
武 隈 瞬 也	第70回秋季北海道高等学校野球大会十勝支部予選Aブロック【優勝】
少年文化奨励賞	
中 村 夢 奈	平成29年度いじめ・ネットトラブル根絶!メッセージコンクール ネットトラブル根絶部門 標語 中学校の部【十勝管内最優秀賞】
小 澤 歩 未	第10回全十勝児童・生徒短歌大会【最優秀賞】
中 田 朝 陽	平成29年度十勝子ども大会 書道の部【特選】 第32回夏休み児童・生徒書道展【特選】
今 村 都 和	平成29年度十勝子ども大会 書道の部【特選】
佐 藤 彩 菜	第63回青少年読書感想文全道コンクール【入選】 平成29年度十勝子ども大会 読書感想文の部【優秀賞】
少年スポーツ奨励賞	
軍 司 愛 梨	第48回北海道中学校スケート大会 女子500m【第3位】女子1000m【第5位】
渡 邊 怜	第29回全道ユース(U-15)フットサル大会道東ブロック予選大会Bブロック【第1位】
濱 野 景 成	第25回北海道陸上競技フェスティバル帯広会場 小学5・6年男子走高跳【優勝】
按 田 久 斗	第4回全日本ノービススピードスケート競技会 小学5年男子1000m【第5位】
軍 司 冬 馬	平成29年度春季サーキット陸上競技大会第3戦 4学年男子走り幅跳び【優勝】

平成 29 年度文化賞・スポーツ賞



平成 29 年度豊頃町文化賞・スポーツ賞表彰式が、3月8日、える夢館で行われ、スポーツ、文化活動に優秀な成績を収めた方、またその分野の振興に功績のあった方など28個人3団体が表彰を受け、山本教育長から「おめでとうございます」の言葉とともに記念のメダル等が手渡されました。

少年スポーツ奨励賞 (団体)		
豊頃中学校 ソフトボール部	豊頃ランバース	豊頃ドリームズ
衣原幸花・中村夢菜 前川春翔・軍司愛梨 島 月 葉・東野千夢 永原穂乃花・山口結晶 山崎姫菜・伊藤さやか 今野沙羅 平成29年度全十勝中 学校女子ソフトボール春 季大会【優勝】	高橋咲瑛・佐藤伽風 松崎和花・平間文乃 相澤杏奈・伊井田光渥 牧野百花・山本多果子 山本ココロ・原田 希 第37回高橋杯全十勝小 学生バレーボールBクラス 大会【優勝】	菅野 玄・按田久斗 高井結羽・坪井 亮 森 翔・山本丈太郎 菅野 百・齋藤大斗 高橋 志・坪井 洸 按田大斗・岡光柊穂 吉村颯翔 第33回道新杯全十勝少年野 球交流大会兼太陽グループ杯 第24回全道少年軟式野球選 抜大会十勝支部予選【優勝】

平成 29 年度豊寿大学卒業・修了式 14 人が卒業



3月19日、える夢館で平成29年度豊寿大学卒業・修了式が行われ、6学科14人に卒業証書が、48人に修了証が贈られました。

4年間の課程を履修した卒業生が登壇し、大学長の山本教育長から「卒業おめでとうございます」の言葉とともに手渡された卒業証書をしっかりと受け取りました。卒業・修了生

を代表して、濱口進開自治会長は「ひとつひとつ学習を積み重ね、大学生活で得た多くの知識とこれまでの経験を生かし、地域や町の発展に微力ながら貢献できるよう努力するとともに、私たちの人生最大の目標である『健康で長生き』を実践していくためにも、ますます元気で頑張りたい」と謝辞を述べました。

平成 29 年度豊寿大学卒業生

(敬称略)

文 学 科	前 川 瞳
手 芸 科	田 村 繁 子
書 道 科	塩 川 智 子
	前 田 マリ 子
器 楽 科	原 田 喜 代 子
	種 川 靖 子
	高 田 芳 子
	中 島 茂 男
写 真 科	木 幡 登 美 子
	檜 木 敬 子
声 楽 科	福 井 美 枝 子
	松 井 貞 子
	多 田 美 津 子
	松 原 美 代 子





豊小2年生が食育学習



2月27日、豊頃小学校2年生（当時）が、森喜美江さん（豊頃町北栄在住）を講師にむかえ、豆腐作り体験を通して食育学習を行いました。生活の授業の一環で「身近にある食材を大切にするきっかけになれば」と、児童と一緒に育てた黒豆を原材料に豆腐を、豆腐を作るときに出たおからで、おからハンバーグを作りました。



出来あがった2品を子どもたちは美味しそうに食べ、「食品ができあがるまでとても時間がかかったことがわかった」など、感想を話していました。

第4回豊頃町体育連盟ミニ運動会開催



2月25日、総合体育館で『第24回豊頃町体育連盟ミニ運動会（町体育連盟主催）』が行われました。

町内の6体育協会がそれぞれチームに分かれ（一部合同）、幼児からお年寄りまで、体を動かすことを楽しんで一日を過ごしました。

結果は次のとおりです。

- 【優勝】十弗体協（44点）
- 【準優勝】大津体協（36点）
- 【3位】豊頃体協（46点）
- 【4位】二宮体協（29点）
- 【5位】統内・茂岩体協（27点）

平成29年度豊頃町民芸術鑑賞会



2月24日、える夢館はるにれホールで平成29年豊頃町民芸術鑑賞会が開催されました。

管楽器を中心とした奏者の10名で構成され、メンバーは女性のみ「東京ブラススタイル」が、『東京ブラススタイル ジブリ・パーティー 2017』と題し、スタジオ・ジブリの代表的アニメである「となりのトトロ」や「崖の上のポニョ」など、アニメ作品の主題歌などを演奏しました。聞き覚えのある曲ばかりで、子どもから大人まで楽しんで演奏に聴き入っていました。

また豊頃中学校吹奏楽部と一緒に演奏するなど、観客と一体となった演出で、大変盛り上がりしました。

卒業記念会食



3月8日、える夢館でこの春卒業する中学3年生を対象に「卒業記念会食」が行われました。全21種類のメニューには、豊頃町の食材であるジャガイモや豆類、チーズが使われ、卒業生にとって最後の給食を楽しんでいました。三浦栄養士からは「食べたものが体を作る。食事を大切に高校生活を楽しんでほしい」と話し、生徒からは「今までの美味しい食事に感謝します」と挨拶していました。また13日には、町内の6年生を対象に卒業記念会食が行われました。



と話し、生徒からは「今までの美味しい食事に感謝します」と挨拶していました。また13日には、町内の6年生を対象に卒業記念会食が行われました。





園児たちへ絵本のプレゼント



3月14日、茂岩保育所の園児たちへ商工会女性部が絵本を寄贈しました。

町商工会女性部長である大谷美勇子さんから、代表の園児たちへ絵本が手渡されました。

絵本は「みみかきめいじん」のほか全4冊で、早速、封が開けられた絵本を保育士の先生から読み聞かせしてもらい、真剣な眼差しで聞き入っていました。園児たちはこの日を楽しみにしていた様子で、新しい絵本が届いたことにとても喜んでいました。



支え合い助け合いフォーラム



3月19日、ひだまり交流館で「支え合い助け合いフォーラム（社会福祉協議会主催）」が開催されました。翁川由希氏（公益財団法人さわやか福祉財団）を招き、「みんなで支え合うまちづくり」をテーマに講演が行われました。少ない若者が大勢の高齢者を支えると言われているが、見方を変えることで大勢の高齢者が少ない若者や子どもたちを支えることができるのではと話し、これからの時代における柔軟な生活支援体制が必要になってくることを、各地で行われている事例を基に講演されました。

最後に地域の助け合いを疑似体験できるカードを使ったグループワークが行われ、参加者は地域で支え合う大切さを学びました。

▽はるにねは見ていた
広報とよころ

町民ミニバレーボール大会



3月25日、第23回町民ミニバレーボール大会が総合体育館で開催されました。小学生から一般の参加者が50名以上集まり、一般の部、中学生の部、小学生の部にわかれ、白熱した試合を繰り広げ、バレーボールを通して世代を超えて親睦を深めました。結果は以下の通りです。

一般の部【優勝】 うさぎ
中学生の部【優勝】 Cチーム
小学生の部【優勝】 Bチーム

大津コミセンフェスティバル



3月11日、大津コミュニティセンターで「第18回大津コミセンフェスティバル」が開催されました。大津小学校の児童たちによるハンドベルの演奏や杉山君代さんによる舞踊など、参加者はそれぞれ地域の方々へ練習の成果を発表しました。このほか大津駐在所からオレオレ詐欺の予防啓発の紙芝居が披露され、臨場感たっぷりの紙芝居から参加者はオレオレ詐欺の危険性について認識を深めました。終始笑い声が絶えず、参加者は大いに楽しんだ一日になりました。

馬鈴薯貯蔵庫竣工式



3月7日、完成した種子馬鈴薯選別貯蔵施設の竣工式が行われ、農協や施工業者ら約30人が出席しました。平成28年度の国の事業（産地パワーアップ事業）に採択され、平成29年3月から施設の建設を着手していました。選別・貯蔵施設を1か所に集約することで作業効率の向上や換気システムの向上により、質の良い種子馬鈴薯の供給が期待されます。豊頃町農業協同組合の山口良一組合長は、「今年の秋から安定して種芋が町内に供される。今年も豊穣を期待している」と挨拶しました。

役場だより



Toyokoro Letter

地域づくり推進員 鎌本真理から
「とよころ」のステキを紹介します。



着任後、半年を迎えて…

9月に着任し、やっと半年を迎えることができました。「地域の活性化」を考える上で、何ができるか…という思いを持ちながら着任しましたが、ここまでくるとは多くの方々のご協力やご援助がなければ生活を送ることすらできなかったと思っています。

最初は豊頃町の基幹産業である農業や漁業、これら第一次産業について今まで目にする機会が少なく、見るも聞くも全て初めての状況と、北海道の住宅や習慣に関しても本州とは異なることばかりで、生活を送るのも精一杯。体力も気力も使い果たし、疲れて寝てしまう日が多くあったように思います。

今後の半年は町民の思いを混ぜながら新たに活動展開を企画し、実行する時期と捉えています。

人口減少が問題になっているこの豊頃町で、人を呼

び込むことは一筋縄ではいかない努力と耐力が必要になってくるとは思いますが、町内の有志を募り、「町づくり」が展開できれば…。また、今まで豊頃男子の呼称で行っていた事業も、拡大して実施しようと検討中です。「三人寄れば文殊の知恵」多くの方の



今後の展開について語る

アイデアを形にできるよう町民同士の関係性をより濃くし「豊頃町民で良かった」と思えるような町づくりができるよう、一緒に活動していきたいと思っています。

4月からは地域商社が始動し、社員として出向します。皆さんと町づくりに関してディスカッションできる時間を楽しみにしています！



Facebookにて「ToyokoroLetter」を運営中
お気軽にフォローよろしくお願いします♪



真剣に話し合いをする参加者

広報とよころ
Toyokoro Letter- 駐在だより

役場だより

駐在だより

はるにれ

～みんなて策こう 安全で安心な大地～

<http://www.ikedasyo-police.pref.hokkaido.jp>

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002

作成：砂山和則

春の交通安全運動の実施

★子どもと高齢者の交通事故防止

運転者は、お年寄りや子どもがいたらスピードダウン！歩行者も信号を守り、道路の横断には注意！

★自転車の安全利用の推進

自転車も車両です（軽車両）。車と同じように信号や標識に従って交通ルールを守りましょう。飲酒運転はもちろん違反です！

★シートベルトとチャイルドシートの正しい着用

全ての座席でシートベルトを着用し、小さな子どもにはチャイルドシートを着用させましょう。

★飲酒運転の根絶

運転者はもちろん、同乗者、車を貸した者、酒を飲ませた者にも厳しい罰則があります。

規範意識を持って飲酒運転を根絶しましょう！



山菜採り 無我夢中に 落とし穴

～ 山菜採りの心構え5箇条 ～

1. 行き先と帰宅時間を家族などに知らせましょう。
～検索場所を特定できます。
2. 単独での入山は出来るだけやめましょう。
～複数で行くと事故の発生率が下がります。
3. 目立つ服装で出かけましょう。
～ヘリ等の捜索時に発見されやすい。
4. 携帯電話、非常食、水、熊鈴、ラジオ、笛、懐中電灯等を携行しましょう。
～もしもの事を想定する。
5. 迷った時こそ落ちて着いて行動しましょう。
～体力の消耗を抑え、発見されやすい場所を探す。

自転車にはツーロックと防犯登録を

自転車利用者は、自転車から離れる際は確実に施錠しましょう。

鍵も1個だけではなく、2個以上取り付けることで、より盗難を防止できます。

また、新しく自転車を購入した場合等、防犯登録をすることで、万が一盗難被害に遭っても自転車が見つかる場合があります。

町内の小学5年生、中学2年生を対象に実施した平成29年度全国体力等調査の分析結果が北海道教育委員会から公表されました。各学校においては、この分析結果を生かした体育科授業の工夫改善、体力づくり活動の計画的実施など、既に取組を進めているところです。

これに関わり、本町の体育・スポーツ振興の観点から、家庭、学校、地域が連携・協力し、心身ともに健康な子どもたちの育成に努めてまいります。

○調査実施期間 平成29年4月～7月（平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の内容）

○調査の対象学年及び実技内容

・小学校第5学年／握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ

・中学校第2学年／握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・シャトルラン・持久走・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ

○運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査

● 豊頃の子どもの体力等の傾向

【小学生】体力合計点は、男子は全国・全道をやや下回り、女子は、全国・全道を上回りました。体力・運動能力に自信がある（小5）

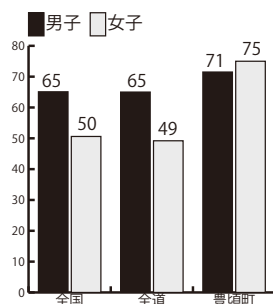
《実技》／全8種目中、男子は上体起こし・長座体前屈・50m走以外の5種目、女子は長座体前屈以外の7種目が全国・全道を上回りました。

／豊頃町の小学生の運動能力は高く、柔軟性も改善傾向にあります。

《質問紙》／「体力・運動能力に自信がある」「運動は大切」と回答した割合が高く、「最後までやり遂げてうれしかったことがある」の回答は全国を上回りました。

／授業や少年団などで運動を好む児童は多いですが、運動時間が少ない児童も見受けられます。

／男子は「朝食」を食べない日がありますが、男女とも「夕食」を毎日食べる習慣は身につけています。「平日のテレビ・ゲーム等の画面を見る時間」で、5時間を超える児童がいます。



【中学生】体力合計点は、男子は全道とほぼ同じ、女子は、全国・全道を上回りました。体力・運動能力に自信がある（中2）

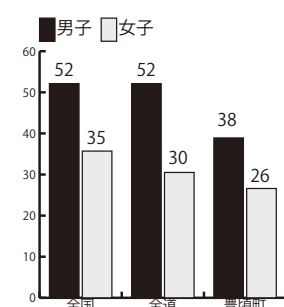
《実技》／全8種目中、男子は上体起こし、反復横とび、ハンドボール投げの3種目で全国平均を上回りました。女子は反復横とび、持久走、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの5種目で全国平均を上回りました。

／全国を下回った種目で男子は長座体前屈の数値の差が最も大きく、女子は上体起こしの数値の差が大きかったです。男女とも握力が全国・全道平均をやや下回りました。

《質問紙》／男女ともに「運動が好き」「やや好き」・「運動は大切である」「やや大切である」と答えた生徒の割合が高いです。

／体力に「あまり自信がない」「自信がない」の割合は全国・全道を上回っています。自己の体力に自信をもっていない生徒が多いです。

／男子は「朝食」を食べない日があります。また、「夕食」も男女ともに食べない日が見受けられます。「平日のテレビ・ゲーム等の画面を見る時間」の回答で、5時間を超える生徒が男子に多くいます。



● 調査結果から考えられること

【全体の傾向と課題】

○小中学生ともに「運動が好き」とあり、「運動は大切」という意識は高いです。

○「ボール投げ」は、小中男女ともに全国・全道を上回っています。

●「長座体前屈」が、小中男女ともに全国・全道を下回っていることから、柔軟性の向上が継続課題です。

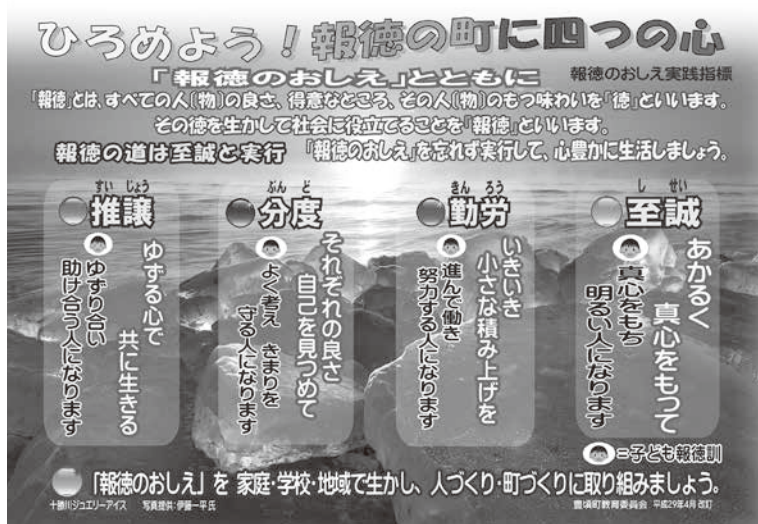
●小中学生ともに「朝食や夕食」「朝食」を食べない日が「ある」と回答があったことから、1日3食の食習慣を確立する必要があります。

【今後の取組の方向性】

○学校では、引き続き総合的な体力の向上に資する授業の工夫改善や部活動等諸活動の充実に努めるとともに、家庭や地域と連携した取組の継続に努めます。

○家庭では、基本的生活習慣の基盤をなす1日3食の「食習慣」を大切にするとともに、ストレッチやスポーツタイムを設けて家族全体で健康づくりに取り組むなど、日々の生活の中に運動を取り入れていきましょう。

○地域では、PTA、子ども会、スポーツ少年団活動や町内会行事などにおいては、引き続き子どもも大人も楽しめるゲームや軽運動を取り入れるなど、スポーツに親しむ環境づくりにご協力をお願いいたします。



豊頃町民憲章では、「今を充実させ、未来を発展させるために。先人のたくましい開拓精神と、報徳のおしえ（至誠・勤労・分度・推譲）を受け継ぐことを誇りとし、この町民憲章を定めます。」とあります。

「報徳のおしえ」は、豊頃町の町づ



くり人づくりの基盤になっています。

また「報徳のおしえ」の実践指標はリーフレット（↑画像）にまとめられています。家庭・学校・地域の誰もが、いつでもどこでも実践しましょう。

「報徳のおしえ」をさらにもうひとホリ！

「報徳のおしえ」とは、人が他から受けた徳に対して徳で応え報いることをおしえています。「報徳のおしえ」を読みやすく分かりやすくまとめたものが『報徳訓』です。尊徳の死後、そのおしえは弟子たちによって「報徳記」にまとめられました。「報徳のおしえ」の根本は「至誠」にあるとし、その上で「勤労」「分度」「推譲」が基本であると述べています。

「報徳のおしえ」四綱領

しせい
至誠

人間も動植物も全てのものやことには、美点、長所、よさ、取り柄があり、それらを『徳』として、真心をもって接し、お互いに引き出しあうことが大切です。人間や仕事関係においては、明るく正直に誠実に真心をもって接することが肝心です。

きんろう
勤労

何事にも一生懸命、勤勉に心を込めて働くことです。単に収入を得るためや出世のため、食べるために働くのではなく、天地人の徳のために感謝しながら働くことが大切です。全てのものにある徳を見つけて感謝し、自己を高めるために働きます。常に工夫をし、前向きに積小為大の気持ちをもって働くことが大切です。

ぶんど
分度

自己の力量とものごとの関係性を良くわきまえて行動することです。自己と自然や社会との関係、歴史との関係、両親や地域との関係についてよくわきまえた上で、自分の暮らし方や信条・収支を決めていくことが大切です。世の中は関係性が大切です。世の中は関係性が大切です。適度・節度・程度・限度の客観的尺度をわきまえ、自分を悟ることが大切です。

すいじょう
推譲

分度を立てて生活することによって自分の生活を支えるのに十分で、そこに余剰が生まれます。その半分を自分や家族のために蓄え、もう半分を世の中に役立てるために使うことです。前者を自譲、後者を他譲といいます。これを実践すれば自分の生活は安定し、更に世のため人のためにもなります。

我が道は至誠と実行のみ＜二宮尊徳一日一言より＞

問合せ先

教育課社会教育係 ☎ (579) 5801

休館日のお知らせ

※灰色の部分
が休館日です
※で囲んである部分
がバス運行日です

	日	月	火	水	木	金	土
4月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

豊頃町図書館 ☎ (579) 5802

みんなの図書館

「子ども読書の日」特別展示

展示テーマ 「クイズにちようせん！」

期間：4月14日（土）～30日（月）

4月23日は「子ども読書の日」です。それに合わせ、なぞなぞや心理テストなどの本を展示します。

本を使ってお友達とクイズを出し合ってみませんか？

北海道立図書館の本も展示予定です（館内閲覧のみ）。

ぜひ図書館までお越しください。



山折り、谷折りを型紙通りに折り出し、立体感をつけていきます。



2つ折りにした台紙の上に画用紙を貼ります。



台紙の裏側に切り取った部分を貼りつけます。



最後にメッセージを添えて…



完成です。

カッターで細かいところを切り取っていくので、親子で一緒に作りましょう。作る際、立体的にするために細かい折り目が重要になってきます。今回は目打ちで折りスジを入れましたが、カッターを使ってハーフカットを入れても折りやすくなります。他にも本書では、180度の開くとデザインが飛び出すものなどの型紙が多数収録されていますので、ぜひ作ってみてください。

DVD を見る方法

- ①棚からDVDを選ぶ
- ②DVDケースを持ってカウンターへ
- ③カウンターの申込み用紙に記入
- ④黄色いカードをもらってDVD観賞

あたらしく入るDVD

美女と野獣
本能寺ホテル
宇宙戦隊キュウレンジャー ほか

図書館でDVDを見るには？

図書館には、本以外にもDVDやVHS（ビデオ）などの視聴覚資料が置いてあります。館外貸出はできませんが、館内での閲覧は可能です。

今月の展示

子ども読書の日特別展示を大きな展示で行います。14日からは北海道立図書館の本も展示する予定です。
小さい展示には小学生向けの小説を紹介し
ます。入学や進級に合わせ、読書の日課にしてみませんか？



▽みんなの図書館
広報とよころ

役場だより



新刊案内

一般書



精神科ナースになったわけ

／水谷緑 イースト・プレス
人はなぜ心を病むのだろう。精神科病院に勤めるナースが見た、患者の一見「おかしい」行動の数々には、その人なりのルールや考えがありました。出会った様々な患者たちを通して、心の病気とは何かが見えてくるコミックエッセイ。

ラクチンおいしい！こだわり麺 ／堤人美
図説世界史を変えた50の船 ／イアン・グラハム
柴犬まるの幸福論 ／小川仁志
先生、犬にサンショウウオの搜索を頼むのですか！ ／小林朋道

・小説・

A X ／伊坂幸太郎
かがみの孤城 ／辻村深月
ついに、来た？ ／群ようこ
メ切本2 ／左右社

児童書



このあいだになにがあった？

／佐藤雅彦ほか かがくのとも
本書をめくると、見開きで左右の写真の間に「このあいだになにがあった？」の文章が。左の写真からどうして右の写真になったのか想像してみましょう。お子さんへの読み聞かせにもおすすめの一冊です。

みつけたよ！だんごむし ／ひさかたチャイルド
でんしゃずし ／丸山誠司
ぜったいぜったいひみつだよ ／ウェイアント
この本をかくして ／フレヤ・ブラックウッド

上記は新刊図書の一部です。
予約やリクエストも受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

今月のオススメ

彩菊あやかし算法帖

／青柳碧人 著 実業之日本社



算法が大好きな彩菊が、その技術を駆使して事件を解決していく数学時代劇。算法はからきしダメな夫・半三郎とのコンビもばっちりです。出てくる妖怪たちもどこか憎めません。解説もあるので、数学の苦手な人でも大丈夫！ゆるーく読めて楽しいですよ。(小関)

図書館の風景



3月に実施しました本の無料配布の様子です。
ありがとうございました！

図書館の本で作ってみました



第106回

グリーティングカードを作ります

今回、参考にした本は

立体グリーティングカードno.2

／中沢圭子著 プティック社

立体的な鈴蘭のカードを作ります



画用紙、ボンド、カッターなどを用意します。



型紙と画用紙を重ね、四つ角をメンディングテープで固定します。



型紙通りに切り取っていきます。



切り取った下の部分は後で使うのでとっておきましょう。



型紙と画用紙をはがします。





ジヤネット号! GO!



英語指導助手のジヤネットさんのエッセイ

この記事を書いている今、入試結果を伝える笑顔の生徒が来る度に手が止まってしまうのですが、その状況を楽しんでいます。それが良いニュースであるからです。

入学試験などが行われるこの教育課程は、私が住んでいたカナダとはとても違います。

まず北アメリカの学校は9月に始まり、6月に終わります。7月～8月は教師や児童生徒にとって夏休みです。私は教員家庭で育ってきて、多くの時間を学生や子どもの母親として過ごし、現在教師にもなったので、私の心の中にあるカレンダーでは、いつも新学期は9月に始まります。

大学は3学期制ですが、5～8月の夏の学期は一年で一番静かです。大学生の多くは勉強から少し離れ、アルバイトをしたりします。学年が変わるのが3月というのは、私にとって不思議な気持ちになります。

次に、ブリティッシュ・コロンビア(BC)州では13歳の終わりに卒業するまで、90%の生徒が公立の学校へ行きます。(BC州では幼稚園は義務教育です)

公立高校に入るための、入学試験はありません。生徒の多くは自宅から近い高校へ通いますが、何人かは専門的な授業を受けるために違うところへ行きます。約85%の生徒は

8年生(13歳)から高校*へ行き、6年以内に卒業することになりますが、多くの生徒は5年で終了します。高校に行かない人はとても珍しく、16歳までは義務教育となります。

いくつかの私立学校のみ、入学試験に筆記が行われます。BC州では11年生(16歳)や12年生(17歳)の終わりにテストがあります。これが卒業や大学入学に影響してきます。しかしこれらのテストも減少しつつあります。授業の評価は、教師各自が用意したテストを含んだ授業の評価が高校卒業や大学入学のために一番重要となります。

カナダでは、短大、大学や専門学校に出願するときの17歳や18歳になるまで学校を選ぶ必要はありません。ほとんど全員が実家に住み、18歳まで近くの学校に通います。大多数の高校卒業生は、少なくとも1～2年は進学します。しかし、多くは大学の学位を修了することはありません。日本とはなんと違うのだらうと驚きます。

私は新学期を楽しみにしています。新中学3年生はとても元気で、様々な才能をもち、強いリーダーシップを発揮します。豊頃を離れるまであと数か月となりましたが、楽しく面白い日々を過ごすことでしょう。

※高校と標記しましたが、日本で言う「中学生～高校生」の期間にあたります。表をご参考ください。

カナダ(BC州)と日本の義務教育期間の比較

年齢	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳
学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	7 年生	8 年生	9 年生	10 年生	11 年生	12 年生
学校	Elementary School（小学校）							Secondary School（中・高校にあたる）				
	義務教育期間※ BC 州の場合											
日本の場合	保育所等	小学校 1 年～ 6 年						中学校			高校生	
		義務教育期間										

町民文芸

茂岩俳句会

春疾風大爪跡残し去る

牧野ユキ

時ならぬ雨に沈める雪の嵩

松井テル子

雛飾り夫と並んで娘を語る

長崎あけみ

松の枝春のみぞれに耐え忍ぶ

野田のり子

思案して踏み出す一步雪解道

中屋吟月



豊寿文芸

春の陽に十勝大地が目覚めます

海富智恵

聞き流すことも覚えて木の葉髪

堀川富子

夫創りし梟またたくこと知らず

堀田幸子

空き家にも弥生の光惜しみなく

新保幸子

町木のまわりで踊る雪おんな

青木公範

杳き日や校長宅で雛まつり※

前川ひとみ

雛壇の五人囃子に「ゆずる」見る

上田知子

風呂吹を含みて遠き日と思う

垣内順子

陸と空動脈塞ぐ猛吹雪

福井一浩

雛の膳嫁ぐ気の無く大胡坐

伊藤泰山

春コートちよつと気取って試着室

徳田則子

雪兎空より自在の野を持てり

佐藤通彦

※杳き日||はるか遠い日のこと

広報とよころ

▽町民文芸▽我が家のアイドル

役場だより

我が家のアイドル



あいざわ すばる
相澤 昂瑠 くん
親♡悠平・舞子／農野牛
平成29年2月27日生まれ

ちょっぴり恥ずかしがり屋の
☆すばる☆です。ごはんが大好きで、おかわりもしちゃいます☆ いっぱい遊んで、モリモリ食べて、すくすく成長中!! みなさん、こんな僕をよろしくね♪♡

役場の人事異動を実施しました

【3月31日付】

退職

▽会計管理者兼出納室長 佐藤孝夫▽住民課長補佐兼住民税係長 木村ひとみ
▽住民課生活環境係長 大谷敏則▽企画課町づくり推進係長 吉田和也

【4月1日付】

人事異動（町長部局）

▽企画課長（とちち広域消防事務組合出向）下重博光▽住民課長（教育委員会教育課長）佐藤則仁▽商工観光課長（企画課長）岩城光洋▽会計管理者兼出納室長（総務課長補佐兼総務係長）熊谷雅美▽総務課長補佐兼総務係長兼契約係長（施設課長補佐兼施設管理係長兼契約係長）森直史▽企画課長補佐兼町づくり推進係長（産業課長補佐兼農政係長）按田武▽住民課長補佐兼住民税係長（福祉課主幹兼健康係長）千葉孝二▽住民課長補佐兼管財防災係長（総務課管財防災係長）林谷一徳▽住民課大津支所長（総務課大津支所長）小林倫男▽産業課長補佐兼農政係長（教育委員会教育課学校教育係長）齋藤学▽産業課長補佐兼水産係長（産業課水産係長）清重悟▽商工観光課長補佐（企画課長補佐兼商工観光係長）鏑木政洋▽福祉課主幹兼健康係長（教育委員会教育課図書係長）小山嘉勝▽子育て支援所主幹兼子育て支援係長（企画課広報情報係長）田中茂▽総務課財政係長兼電算システム係長（総務課財政係長）小野直人▽企画課広報情報係長（住民課）佐藤尚志▽住民課生活環境係長（子育て支援所管理係長兼子育て支援係長）林英夫▽産業課林政係長（産業課）永原崇吉▽商工観光課商工観光係長（企画課町づくり推進係主任兼商工観光係主任）越後秀顕▽施設課施設管理係長（施設課下水道係長）加藤寿史▽住民課生活環境係主任兼管財防災係主任（住民課生活環境係主任）角田潤二▽住民課（企画課）滝沢諒▽産業課（福祉課）中村朱里▽施設課（産業課）高橋悠希▽総務課付参事（産業課長補佐兼林政係長）波多野明▽総務課付主任（子

育て支援所主幹兼子育て支援所保育士長 高石友美▽豊頃町教育委員会出向（住民課長）二村比呂志▽豊頃町教育委員会出向（施設課）横浜順平
再任用

▽総務課 渡部邦生▽住民課 後藤孝夫▽商工観光課 和田宏樹▽商工観光課 寺本祐子▽総務課付 高倉明▽豊頃町教育委員会出向 大谷敏則

新規採用

▽総務課 清野仁美▽産業課 伊藤壮希

人事異動（教育委員会）

▽教育課長（住民課長）二村比呂志▽教育課長補佐兼総務係長兼学校教育係長（教育課長補佐兼総務係長）須藤裕子▽教育課主幹兼車両係長（教育課車両係長）門栄▽教育課社会教育係長兼図書係長（教育課体育振興係長）菅野正文▽教育課体育振興係長（教育課社会教育係長）葛西賢太郎▽教育課図書係主任（教育課社会教育係主任）山田雅江▽教育課（施設課）横浜順平
再任用

▽教育課 大谷敏則

とちち広域消防事務組合人事発令

【4月1日付】

豊頃消防署

▽消防署長（産業課長補佐兼林政係長）波多野明▽機械係長事務取扱を解く（副署長兼機械係長事務取扱）小林輝彰▽機械係長事務取扱（警防課長）渡辺圭一▽警防課救急係兼警防係（消防課予防係兼保安係）渡部俊介▽消防課予防係兼保安係（消防課消防係兼庶務係）古田貴大▽消防課消防係兼庶務係（警防課救急係兼警防係）稲村大祐

役場だより

4月

役場だより
一見方一日=日時
☎=電話所=会場
FAX=ファックス対=対象
☒=Eメール

定=定員

≡=費用
HP=ホームページ

申=申込み

問=問合せ

●募集

P32 平成30年度北海道警察官採用試験

P32 『みんなで創る文化・スポーツ公(講)演支援事業』
補助制度をご活用ください

P32 平成30年度採用の臨時職員を募集します

P32 「はるにれソフト」パート・アルバイト募集

●子育て

P32 わんぱく広場においでください

P33 乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診のお知らせ

P34 赤ちゃん広場においでください

●福祉

P34 家族介護用品支給申請受付

P34 日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告

P34 日本赤十字社災害義援金募集のお礼と報告

P34 要約筆記奉仕員養成講座開催のお知らせ

P34 ひとり親家庭の無料法律相談会

P34 児童扶養手当のお知らせ

P35 特別児童扶養手当のお知らせ

P36 【国民健康保険】届出をお忘れなく！

●生活・環境

P36 人権相談・行政相談

P36 消費者生活相談

P36 『とよころ消費生活塾』受講者募集

P37 畜犬取締り・野犬掃とうの実施

P37 畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

P37 猫を正しく飼いましょう！

P37 春の全国交通安全運動 4月6日(金)～4月15日(日)まで

P38 運転免許更新時講習

●税金

P39 振替納付日について

●その他

P39 4月20日(金)～30日(月)春の全道火災予防運動

P39 4月25日～5月25日まで無煙期間 大切な
森林を火災から守ろう

P39 有害鳥獣の駆除をします

P39 ヒグマに注意！

P40 豊頃町就学援助のお知らせ

P40 『える夢出前講座』をご活用ください

★告知★

P33 支援内容のお知らせ

豊頃町子育て支援センター・ことばの教室

P35 4・5月の保健のお知らせ

P36 4月の『ほっとサロン』

P38 資源ごみの分別状況について

P40 小中学校等修学旅行交付金

P40 高等学校等就学助成金

P40 平成30年工業統計調査を実施します

P41 平成30年度プレミアム付特別商品券「我が町
商品券発売」

P41 町有バス運休のお知らせ

P41 休日救急診療当番医について

P41 豊頃医院・歯科診療所『休診日のお知らせ』

P41 お誕生・おくやみ・寄附

主 な 施 設 の 行 事 予 定

■える夢館内

問教育課社会教育係 ☎(579) 5801 FAX(579) 5803

開催日	行事名	会場	内 容
4月12日(木)	運転免許更新時講習	視聴覚室	優良 13:15～ 違反 14:00～
4月23日(月)	豊寿大学	はるにれホール	入学開講式 10:00～

■はるにれ通りギャラリー(える夢館内)

問教育課社会教育係 ☎(579) 5801 FAX(579) 5803

開催日	事業名	内 容
～4月27日(金)	ジュエリーアイス写真展	大津地区、十勝川河口で輝きを放つ氷塊。ダイナミックで美しい作品をぜひご覧ください。

■総合体育館

問総合体育館 ☎FAX(574) 2480

月日・期間	対象施設	事 由	備 考
4月1日(土)	アリーナ全面 小体育館・研修室	団体使用	9:00～17:00
4月21日(土)	アリーナ全面 小体育館・研修室	団体使用	9:00～16:00

○休館日について 祝日の翌日は、終日完全休館となります。

○毎週月曜日の開館時間について 9:00～12:00、13:00～17:00の時間に限り使用できます。

○月例行事予定の詳細は、総合体育館1階ロビーに掲示していますので、詳細についてはお問合せください。

○体育館をご利用の際は、上靴をご持参ください。

○アリーナ使用後はモップで清掃してください。



募 集

平成30年度北海道警察官採用試験

北海道警察では北海道警察官採用試験受験者を募集しています。募集内容は次のとおりです。

【採用予定人員】

男性A区分▽125名程度
女性A区分▽35名程度

男性B区分▽40名程度
女性B区分▽10名程度

【採用予定日】平成31年4月1日以降

【受付期間】4月23日(月)※電子申請も同じ

【1次試験】5月20日(日)

【2次試験】6月下旬～7月上旬

【受験資格】

生年月日▽昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

A区分▽学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した者(平成31年3月卒業見込者を含む)

※高度専門士の称号を取得又は平成31年3月末日までに取得見込みの者を含む

B区分▽A区分以外

※受験申込書の請求方法等は最寄りの警察署、道警本部採用センター、道警の各方面本部警務課に問い合わせるか北海道警察ホームページHP <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp> から採

用情報をご確認ください。

問池田警察署 ☎ 015 (572) 0110

『みんなで創る文化・スポーツ公(講)演 支援事業』補助制度をご活用ください

文化・スポーツ公(講) 演会の開催に助成します

この制度は、町民の皆さんが企画し、自由に参加できる公演(講演)会の開催を支援し、町の文化活動を高めていくことを目的とした制度です。

入場者数	補助率	補助限度額
100人以上	2/3以内	500千円
50人以上100人未満		250千円
30人以上50人未満		150千円

5人以上で構成された団体やグループが主催する芸術公演やスポーツ講演等に対して、開催規模に応じて事業費の3分の2以内を助成するもので、開催者の負担を軽減し、公演(講演)会を円滑に運営できるように支援するものです。

問教育委員会社会教育係 ☎ (579) 5801

平成30年度採用の臨時職員を募集します

平成30年度採用の臨時職員(一般事務員)を募集します。

募集内容▽臨時職員(一般事務員)若干名▽町内に居住している方、または居住可能な方

広報とよころ

▽募集▽子育て
役場だより

賃金等豊頃町臨時職員取扱要綱によります。

提出書類▽履歴書(写真貼付)1通を提出▽ハローワーク紹介状(ハローワークを仲介する方のみ)

応募締切平成30年4月16日(月) 必着(郵送可)

提出先豊頃町役場総務課 〒089-5392 豊頃町茂岩栄町4番地

☎ (574) 2211

その他不明な点は、役場総務課へお問い合わせください。

「はるにれソフト」パート・アルバイト募集

とよころ物産直売所敷地内にある「はるにれソフト」で次のとおり募集します。

募集内容▽ソフトクリーム、フード等の販売。未経験者歓迎(高校生可)

賃金等▽時給810円▽勤務時間・休日は応相談。

雇用期間4月末～10月末。

勤務地はるにれソフト(とよころ物産直売所敷地内 豊頃町茂岩50番地1)

応募方法とよころ物産直売会(豊頃町商工会内)へお電話ください。

問とよころ物産直売会(豊頃町商工会内)

☎ (574) 2206



子 育 て

わんぱく広場においでください

子ども同士やお母さん同士の交流を目的としています。

育児に関する相談にも応じますので、お気軽に参加してください。

日 10時～12時

日 程	場 所	内 容	備 考
4月5日(木)	保健センター	発育測定、自由遊び 離乳食・幼児食試食 (11:00～)	母子手帳を持参してください。
4月12日(木)	こどもプラザ とよころ	自由遊び 手遊び	たっぷり、自由遊びを楽しめます。
4月19日(木)		自由遊び・手遊び こいのぼり製作	簡単に作れるこいのぼりを、お子さんと一緒に作ってみませんか?
4月26日(木)		自由遊び 手遊び	たっぷり、自由遊びを楽しめます。
5月10日(木)	保健センター	発育測定、自由遊び 離乳食・幼児食試食 (11:00～)	母子手帳をお持ちください。

問いふもプザとよころ ☎ (574) 2206

【見方①】

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 円=費用 申=申込み 問=問合せ

役場だより
Apr. 2018

支援内容のお知らせ

豊頃町子育て支援センター

子育て支援センターは子育て中の親子が気軽に遊べる場です。子どもが元気に育ち、保護者もいきいき子育てができることを願って子育てのお手伝いをする所です。楽しい育児ができるように、子どもたちと育児中のお母さん、これからお母さんになる方を応援します。

子育て相談

子育てに関する不安や心配事など困ったときには、お気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士・支援センター指導員などが相談に応じます。

《相談時間》月曜日～金曜日（9：00～17：00）

一時保育

保護者が仕事や病院で通院、看病、リフレッシュ等により家庭でお子さんを見ることができない場合に一時的にお子さんを預かります。（有料）

《対象年齢》

満1歳から小学校就学前の町内に住所を有する健康な幼児

《開設日および保育時間》

月曜日～金曜日（8：30～16：30）

土曜日（8：30～12：00）

子育て情報の提供

わんぱく便りの発行。わんぱく広場の時間を利用し保健師・栄養士・歯科衛生士等の子育て講座・講演会などを開催します。

《講座開催》年5回程度

親子交流室（開放）

親子交流室を開放します。時間内であればいつでも来てください。お茶の用意もしてあります。

《開放時間》月曜日～金曜日

（9：00～12：00・13：00～16：00）

- 対 乳幼児およびその父母、または祖父母、養育者 妊娠中の方
所 こどもプラザとよころ（わんぱく広場で月1回行われる発育測定は保健センターで行います）
申 利用を希望する方は、支援センター備え付けの利用申込書を提出してください。

赤ちゃん広場

乳児（1歳6か月未満）を持つ親とその子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽にしゃべり出来る広場です。現在妊娠している方も対象になりますので、是非、参加してください。

《開催時間》年17回 10：00～12：00
（日程については広報にてその都度お知らせします。）

わんぱく広場

子育て中の親子が自由に遊び、交流を深める広場です。また、月1回、発育測定や離乳食試食や七夕まつりやクリスマス会など季節ごとに楽しいイベントも行っています。読み聞かせ、リサイクルの日なども実施しています。

《開催時間》毎週木曜日（10：00～12：00）

子育てサークル支援

自主的な子育てサークルのお手伝いをします。

のびのび広場

発達を促すために個別または小集団で遊んだり、育児相談を実施します。

ことばの教室

発達が心配なお子さんや、ことばや行動が気になるお子さんのあるがままの状況を受けとめ寄り添いながら、個別指導によりお子さんが本来持っている力を引き出す手助けをします。

たとえば「子どもの育ちが心配」…
「ことばが遅い」
「表情が乏しい」
「抱っこを嫌がる」
「極端な偏食がある」
「話を聞いていないように感じる」
「年齢の割に落ち着きがない」
「乱暴」
「うまく言えないけれど育てにくさを感じる」
「友だちとコミュニケーションがとれない」
「理解がゆっくりだと感じる」
「運動面が苦手」など、お子さんの発達について心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

帯広児童相談所による巡回児童相談など、外部の専門機関による相談も実施しており、お子さんについてのアドバイスもいただけます。

対 乳幼児・児童

日 月～金曜日（9：00～17：00）

※1時間単位とし、週1回までの個別指導

所 こどもプラザとよころ 2階 ことばの教室

申 乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診及び相談の結果、通室が必要と判断され、その幼児・児童の保護者が通室を希望したときに通室申込書を提出してください。

問合せ先

子育て支援センター ☎（574）3931

内容	受付	対 象	持ち物
3・4か月児	13:00～	平成29年12月14日～ 平成30年 2月 8日生	・母子手帳 ・アンケート用紙 (新生児訪問時にお渡ししています)
7・8か月児	13:30～	平成29年 8月14日～ 平成29年10月 8日生	
11・12か月児		平成29年 4月14日～ 平成29年 6月 8日生	
1歳6か月児	14:00～	平成28年 9月14日～ 平成28年11月 8日生	・母子手帳 ・歯ブラシ ・当日の尿
3歳児		平成27年 3月14日～ 平成27年 5月 8日生	・アンケート用紙 (対象児に郵送します)

※ご不明な点がございましたら、保健師までご相談ください。

保健センター
☎（574）3931
5月8日（火）
所 保健センター
無料
内容▽身体計測、問診、診察、歯科健診、各種相談

乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診のお知らせ

赤ちゃん広場においでください

乳児（1歳6か月未満）を持つ親とそ
の子が安心して遊べ、お母さん同士や現
在妊娠中の方が子育てについて気軽に
しゃべりできる広場です。

日 4月11日（水）・25日（水） 10時～
12時

所 こどもプラザとよころ

対 1歳6か月未満児（平成28年10月1日
以降生）の親子及び妊娠中の方

内容 自己紹介、自由遊び、ベビーマッ
サージ、手遊び

備考 赤ちゃんを遊ばせながら、お母
さん同士でおしゃべりして交流を深め
ましょう。

※未就学児の兄弟姉妹同伴はかまいま
せん。兄弟姉妹については別室で託児
を行うこともできます。

問 こどもプラザとよころ ☎ (574) 3931



家族介護用品支給申請受付

在宅介護にかかわる費用負担の軽減
を目的として、「家族介護用品支給事
業」を実施します。

該当する方で、支給を希望する場合
は、次により申請してください。

対▽介護保険の要介護認定（4または

5）を受けている在宅高齢者を介護し
ている町民税非課税世帯の家族
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、
使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーな
どで、在宅介護に必要な用品に限りです。

支給方法▽年額7万5000円を限度と
して「家族介護用品券」を交付します
ので、券を介護用品取扱店に持参する
ことにより、券に記載された金額分の介
護用品の支給を受けることができます。

介護用品取扱店▽ファッションプラザ
やまぐち（茂岩本町）▽（有）坂口商店（茂
岩本町）▽とよころ調剤薬局（茂岩栄町）

申請者で支給を希望する方は、役場
福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214へ
申請してください。

日本赤十字社社資・寄付金
募集のお礼と報告

皆さまのご協力により、たくさんの
社資をお寄せいただきました。平成29
年度受付の総額は60万6500円とな
りました。

なお、お預かりした社資は、全額を
日本赤十字社北海道支部へ送金いたし
ました。社資は、自然災害などにおけ
る災害救護活動、国際活動のほか、医
療活動や看護師の養成、救護法講習会
の普及などに役立てられます。

皆さまからのご厚志に心から感謝申
上げます。

問 日本赤十字社豊頃町分区分（役場福祉
課福祉係） ☎ (574) 2214

日本赤十字社災害義援金
募集のお礼と報告

平成29年度受付分の義援金の額につ
いて次のとおりご報告申し上げます。

なお、引き続き下記
の義援金を募集して
おります。

・東日本大震災義援金
・平成28年熊本地震災
害義援金

皆さまのご協力をお
待ちしております。

問 日本赤十字社豊頃町
分区分（役場福祉課福祉
係） ☎ (574) 2214

災害義援金	受付金額
東日本大震災 義援金	40,100 円

要約筆記奉仕員養成講座開催
のお知らせ

要約筆記とは、聴覚障害者のための
コミュニケーション手段のひとつであ
り、会話や講座内容などを文字に変え
て伝えます。聴覚障害者の「耳代わり」
としてボランティア活動に興味のある
方は、どうぞご参加ください。

日 4月24日（火）～7月31日（火）

※ただし、5月1日・22日は休み
13時～15時（合計13回）

所 帯広市グリーンプラザ（帯広市公園
東町3丁目9番地1）

定 20名

料 無料

申込締切▽4月19日（木）まで

問 帯広市役所保健福祉部障害福祉課
☎ 0155（65）4147
FAX 0155（23）0163

ひとり親家庭の無料法律相談会

ひとり親家庭のお母さん・お父さん
が、養育費の取り決めや離婚前後の問
題、各種債務の返済等、解決困難な事
例について弁護士による専門相談を受
けられるよう無料法律相談会を行いま
す。ぜひ、ご利用ください。

日 4月13日（金） 13時～15時

所 帯広市グリーンプラザ（帯広市公園
東町3丁目9番地1）

対 ひとり親家庭のお母さん・お父さん
参加費・託児▽無料（※事前申込みが
必要です）

申込締切▽平成30年4月6日（金）まで

問 帯広市社会福祉協議会 母子家
庭等就業自立支援センター（〒080・
0847 帯広市公園東町3丁目9番
地1 帯広市グリーンプラザ）

☎ 0155（20）7751

FAX 0155（20）7752

✉ boshi@biniro-shakyo.jp

児童扶養手当のお知らせ

この制度は、ひとり親世帯のお子さ
んの健やかな成長と生活の安定・自立
を促すことを目的として、お子さんを
養育している方に手当を支給するもの

です。

【受給資格者】

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者、または一定の障害の状態にある20歳未満の者）を看護、養育している父、母または養育者。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
 - ・ 父または母が死亡した児童
 - ・ 父または母が法令の定める程度の障害の状態にある児童
 - ・ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ・ 父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ・ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
 - ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ・ 母が婚姻しないで生まれた児童
 - ・ 父母ともに不明である児童（孤児など）
- 【平成30年度の児童扶養手当額（月額）】
平成30年4月～

	全額支給	一部支給
本体額	42,500 円	42,490 ～ 10,030 円
第2子加算額	10,040 円	10,030 ～ 5,020 円
第3子加算額	6,020 円	6,010 ～ 3,010 円

問役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

特別児童扶養手当のお知らせ

この制度は、知的、精神または身体障害等があり、法令で定める程度以上である20歳未満の児童について、福祉の向上を図ることを目的としていて、手当を支給するものです。

【受給資格者】

法令により定められた程度の障害の状態にある20歳未満の障害児を養育する父母または養育者
ただし次の場合を除きます
・ 養育している障害児が施設等に入所している方
・ 養育している障害児が日本国内に住所を有しない方

・ 養育している障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給している方
・ 受給者が日本国内に住所を所有しない方

【手当額（平成30年4月から月額）】

手当は認定請求した日の属する翌月分より下記の額が支給されます。傷害の程度によって、手当額が異なります。

- ・ 1級 51,700 円
- ・ 2級 34,430 円

ただし、受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。詳細はお問い合わせください。

問役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

広報とよころ

役場だより

▽福祉▽保健のお知らせ

4・5月の保健のお知らせ

対象者、時間・場所、料金などの詳細は、4月配付の『ほけん・ふくしガイド』をご覧ください。

こども

■予防接種

○ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん風しん1期、麻しん風しん2期、水痘、二種混合、日本脳炎

■乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診

(5/8) ○詳細は、P33をご覧ください。

■歯科健診・フッ化物塗布

(5/31) ○詳細はほけんふくしガイドをご確認ください。

おとな

■献血 (4/11)

■巡回ドック、人間ドック、脳ドック、がんドック

○受付は4月2日より開始します。
○詳細はほけん・ふくしガイドでご確認ください。

『平成30年度版 ほけん・ふくしガイド』を配布します

今年度予定している「乳幼児健診や予防接種に関する母子保健事業」や「各種検診」、「高齢者の健康、障がい者支援」に関すること等を掲載しています。1年間大切に保管してご活用ください。



『ほけん・ふくしガイド』は1世帯1部の配布とありますが、複数必要な場合は保健センターまでお問い合わせください。

問保健センター ☎ (574) 3141

4月のほっとサロン

ほっとサロン茂岩

日 4月11日(水) 13:00~16:00
4月25日(水) 13:00~16:00
所 ひだまり交流館

ほっとサロン豊頃

日 4月13日(金) 9:30~15:00
所 豊頃コミセン
※9:30~10:30まで体操の時間です

<卓上サロン>

日 4月4日(水) 10:00~16:00
4月18日(水) 10:00~16:00
所 福祉センター

ほっとサロン大津

日 4月25日(水) 10:00~15:00
所 大津コミセン

<お元気サロン>

日 4月27日(金) 9:30~10:30
所 豊頃コミセン

ほっとサロン末広

日 4月16日(月) 13:00~15:00
所 末広近隣センター

<コロコロキッチン>

日 4月13日(金) 18:00~20:00
所 ひだまり交流館 ¥ 500円程度

各サロン【公共ポイント対象事業】です
各サロン利用料 100 円
※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります

<フィットネスカフェ>

日 4月17日(火) 10:00~12:00
所 ひだまり交流館 ¥ 100円程度
内容 体力測定

福祉活動拠点施設ひだまり交流館

月曜日~土曜日(祝日も開設)
10:00~17:00【冬期間のため】
トヨッピーコミカフェ 10:30~15:30
うたカラの日(カラオケ開放) 毎週月曜日
10:00~12:00

問 社会福祉協議会 ☎ (574) 3143

【国民健康保険】届出をお忘れなく!

国民健康保険(「国保」とは、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度のひとつです。

健康な暮らしは、私たちの願いですが、病気やケガは突然やってきます。そんなとき、費用の心配をせず病院等にかかれるよう、お互いに負担し合って成り立っています。町内に在住している方で、次の人を除き、すべてのひとが必ず加入することになります。

- ・会社員(パートおよびアルバイト含)、公務員など職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。
- ・生活保護を受けている人。
- ・後期高齢者医療制度に加入している人。

【国保の届出は14日以内に】

国保に加入するとき、脱退するとき、届出を必ずしてください。

届出が遅れると資格を取得したときまでさかのぼって保険税を納めることになり、届け出た日より前にかかった医療費が全額自己負担になることもあります。届出は必ず14日以内に行ってください。

また、世帯主と対象者の方の個人番号(マイナンバー)の確認およびご記入、そして窓口に来られた方の身分確認が原則必要になります。

【届出に必要なもの】

- ・印鑑
- ・職場の健康保険などの取得日または

広報とよころ

▽生活・環境
役場だより

喪失日が分かるもの

- ・国民健康保険証(国保を脱退する方)
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- ・窓口に来られる方の免許証など身分確認ができるもの

【国保に加入する日】

- ・職場の健康保険などの資格がなくなった日(退職した翌日)
- ・他市町村から転入した日
- ・生活保護を受けなくなった日
- ・出生した日

【国保を脱退する日】

- ・職場の健康保険などに加入した日の翌日
- ・他市町村へ転出した日の翌日
- ・生活保護を受けはじめた日
- ・死亡した日の翌日

問 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214



生活・環境

人権相談・行政相談

【人権相談】

日 4月6日(金) 13時30分~16時

所 役場1階会議室

基本的な人権が脅かされた場合、救済などの相談にご利用ください。

相談員▽鳥宮慶法氏▽津久井淑恵氏▽中野稔氏

【特設行政相談】

日 4月6日(金) 10時~11時30分

所 大津地域コミュニティセンター

【定例行政相談】

日 4月6日(金) 13時30分~16時

所 役場1階会議室

役所の仕事について納得できないこと、ご意見・要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

相談委員▽石邑良雄氏(豊頃旭町 154) ☎ (574) 2356

備考▽鉦路行政評価分室でも相談を受け付けています。『行政苦情110番』 ☎ 0570090110

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

消費者生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な立場を利用した振り込め詐欺などの相談にご利用ください。

時間が経つと不利になることもありますので、「おかしいぞ?」と思ったら、ためらわずにご連絡ください。

日 4月18日(水) 11時30分~14時30分

所 役場1階会議室

相談員▽上村正子氏

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

『とよころ消費生活塾』受講者募集

高額な振り込め詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマと

【見方①】

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 ¥=費用 申=申込み 問=問合せ

役場だより
Apr - 2018

した講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

④ 4月18日（水） 14時50分～16時20分
※広報とよこ3月号では、4月25日（水）とお知らせしましたが、右記日程に変更します。

※毎月1回実施予定

所役場1階 会議室

テーマ▽「高齢期のくらし・なんでも相談」

講師▽上村正子氏

定員▽若干名

※無料

⑤ 申前日までに役場住民課生活環境係（☎574 2213）へご連絡ください。

※次回は5月23日（水）、テーマ「日本は電気を使いすぎ？」を予定

畜犬取締り・野犬掃とうの実施

「豊頃町畜犬取締および野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。

期間▽4月1日（日）～9月30日（日）

区域▽町内全域

方法▽捕獲・薬殺

注意▽期間中、つながれていない犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いいたします。また、日ごろから犬が放れることのないよう、首輪や檻の扉などの点検をしましょう。

問役場住民課生活環境係 ☎（574）2213

畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

平成30年度畜犬登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、畜犬飼育者（生後91日以上の子犬の飼育者）は、最寄りの実施場所です必ず受けてください。

なお、農村地区の登録済飼育者については「巡回個別日程表」を送付しますので、日時を確認し在宅願います。

また、当日不在の方は最寄りの場所、または十勝農業共済組合東部事業所で受けてください。

十勝農業共済組合東部事業所

期間▽5月8日（火）
時間▽15時30分～17時

※必ず電話確認 ☎（574）2213 してください

【畜犬登録・狂犬病予防注射の日程】

5月8日（火）		
中央新町	児童公園	9:00～9:20
豊頃南町	旧豊頃駐在所前	9:30～9:40
豊頃旭町	JR豊頃駅前	9:50～10:10
茂岩新和町	茂岩神社前	10:20～10:40
茂岩末広町	永井誠司宅前	10:45～11:00
茂岩末広町	末広近隣センター前	11:05～11:20
茂岩栄町	保健センター駐車場	11:25～11:50
大津寿町	大津駐在所前	13:20～13:30
大津幸町	大津支所前	13:35～13:50
湧洞		14:10～
長節		15:10～
旅来		15:50～

5月9日（水）		
礼文内・十弗・十弗宝町（町営住宅前）・北栄・育素多・上幌岡		9:00～
下幌岡・豊頃・牛首別・二宮東		13:20～

5月10日（木）		
下農野牛・統内・礼作別・農野牛		9:00～
二宮中央区・二宮西区		13:30～

【料金（1頭につき）】

▽登録済の犬Ⅱ注射料3110円

▽未登録の犬Ⅱ注射料3110円、登録料3000円

【注意】

①この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施しています。受けられない飼育者は法律により処罰されることがありますので、必ず受けてください。

②登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更（死亡・不明・所有者住所の変更等）が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。

問役場住民課生活環境係 ☎（574）2213



猫を正しく飼いましょう！

「野良猫を捕獲してほしい」「隣の猫が車庫に入って糞やいたずらをして困る」といった苦情が寄せられています。

野良猫も『動物の愛護および管理に関する法律』で愛護動物とされています。この法律の目的は、人と動物の共生に配慮することであり、処分を目的に野良猫を捕獲することはできません。飼いが愛情と責任を持ち、周囲に迷惑のかからない正しい飼育を行わない限り、捨て猫、放し飼いによる周囲への問題の根本的な解消にはなりません。

●野良猫にエサをあたえないでください！

●室内で飼うようにしましょう！

●不妊去勢手術をしましょう！

問役場住民課生活環境係 ☎（574）2213



春の全国交通安全運動 4月6日（金）～4月15日（日）まで

春は新入学児童や園児が期待に胸を膨らませて通学・通園をスタートさせる季節です。

交通安全を心がけ、新入学児の交通事故をなくしましょう。

問役場住民課生活環境係 ☎（574）2213

運転免許更新時講習

日 4月12日（木）

▽優良13時15分～▽違反14時～

※受付は30分前から行います。

所える夢館2階視聴覚室

対公安委員会から送付された切替通知書により、池田警察署で切替手続きを終了された方

詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」（13時15分）、「違反」（14時）のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は6月7日（木）です。

■参考～町外実施会場

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字利別東町12-11 ☎ (579) 2138	4月10日(火) 5月8日(火) 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50 (4月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎ (576) 3095	5月11日(金) 優良 13:30 違反 14:30

注) 十勝池田警察署管内

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

資源ごみの分別状況について

日ごろから、ごみの適正排出にご協力いただきありがとうございます。

本町の資源ごみ分別状況はおおむね良好であり、十勝管内でもトップクラスにあります。

引き続きご協力いただきますと同時に、今一度ご確認いただきたい次の2点について適正な分別をお願いします。

リサイクルの対象となる資源物にはリサイクルマークが表示されています。

本体には表示されず、外装に表示されている場合もありますので、マークをよく確認して分別してください。不明な点がございましたら役場住民課生活環境係までお問い合わせください。



『その他のプラスチック』の間違った分別

混入異物	正しい分別
小型ペットボトル	ペットボトル
ジッパー付き保存袋	燃やさないごみ
プラスチック製スプーン・バケツ・おもちゃ	
スポンジ	
アルミ箔	
乾燥剤	
湿布葉	燃やすごみ
絆創膏	



『その他の紙』の間違った分別

混入異物	正しい分別
油や食品残渣が付着した「その他の紙」	燃やすごみ
封筒	
牛乳パック等の紙パック	紙パック
ダンボール	ダンボール
チラシ・コピー紙	雑誌
トイレットペーパーや食品ラップ等の芯	
農業関連の袋（業務用）	農業協同組合へお問い合わせください

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

【見方①】

☐=日時 所=会場 対=対象 定=定員 ㄥ=費用 申=申込み 問=問合せ

役場だより
Apr - 2018



税金

振替納付日について

平成29年度分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

・平成29年度分の所得税および復興特別所得税の確定申告

▽平成30年4月20日（金）

・平成29年度分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

▽平成30年4月25日（水）

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

※納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。

問 十勝池田税務署 ☎015(572)2171

その他

4月20日（金）～30日（月）
春の全道火災予防運動

【統一標語】

火の用心 ことばを形に 習慣に

大切な命を火災から守るため、次の住宅防火対策をしましょう。

また、火災予防運動期間中、防火意

識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

《3つの習慣》

▽寝タバコは絶対にやめる。

▽ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。

▽ガスコンロ、天ぷら鍋のそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

▽逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。

▽火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置しましょう。

▽カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。

▽高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所で協力しましょう。

問 豊頃消防署 ☎(574)2310

4月25日～5月25日まで無煙期間
大切な森林を火災から守ろう

昨年は、道内で12件発生し、約18ヘクタールの森林が消失しています。豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。

■林野火災予防のために、4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、町内全域一切火入れをすることはできません。

■無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要です。火入れ箇所により届出先が異なります。

○山林（地拵）→役場産業課林政係

○その他→豊頃消防署

【留意事項】▽生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。

▽強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。

【山に入るときの注意！】

山菜採り、ハイキング、魚釣り等のため入林するときは、管理者（道有林は十勝総合振興局森林室、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者）の許可を受けてから入林してください。なお、入林に際しては、タバコの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。

問 役場産業課林政係 ☎(574)2217

有害鳥獣の駆除をします

猟友会の協力により有害鳥獣の駆除を実施しますので、有害鳥獣による被害でお困りの方はご連絡ください。

【シカ】

駆除期間▽4月1日（日）～10月下旬

駆除方法▽銃器

区 域▽町内一円

【キツネ・タヌキ】

駆除期間▽4月1日（日）～9月30日（日）

駆除方法▽銃器・はこわな

区 域▽町内一円

【カラス・ハト】

駆除期間▽4月1日（日）～9月30日（日）

駆除方法▽銃器

区 域▽町内一円

※駆除区域は銃猟禁止区域を除く。

※駆除実施に際し、やむをえず農地等個人の所有地に猟友会の駆除車両が進入することがありますが、ご協力をお願いします。

問 役場産業課林政係 ☎(574)2217

ヒグマに注意！

これからの時期は、ヒグマが冬眠から目覚めて活動を始めるため、山菜採りなどで入林した際に遭遇する可能性がありしますので、十分ご注意ください。

ヒグマを目撃した場合や足跡等の痕跡を見つけた場合は、役場産業課まで連絡してください。



【注意事項】

■音を出しながら行動、作業をしましょう。（鈴、ラジオ等）

■朝夕の薄暗い時には行動しないようにしましょう。

■ヒグマのフンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。

問 役場産業課林政係 ☎(574)2217

豊頃町就学援助のお知らせ

町では、お子さんの就学にあたり経済的に困り、町が定める要件に該当する家庭を対象に学用品費や給食費などの援助を行っています。

就学援助を希望される方は、申請書を4月11日（水）までに学校へ提出してください。

新小学校2年生から新小学校6年生、新中学校2年生から新中学校3年生は3月中に学校から申請書をお渡ししております。新小学校1年生および新中学校1年生は、入学式以降に学校からお渡しします。

問 教育委員会学校教育係 ☎ (579) 5801

『える夢出前講座』をご活用ください

町民の皆さんが、仲間との交流や生きがいづくりができる学習機会をお手伝いする制度です。（5人以上の町民のグループで申請できます）

軽スポーツ、手づくりみそ、ヨガなど、皆さんの希望にそえる講座を出前します。気軽に教育委員会にお問い合わせください。

問 教育委員会社会教育係 ☎ (579) 5801

高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部等に就学している生徒の保護者に対し、月額7千円の助成金を交付します。

中学校等を卒業または修了後、引き続き3年間を限度に、対象の生徒が下宿等で本町に住まなくても保護者が居住していれば助成対象となります。

また、定時制や通信制の学校でも助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会で把握している保護者へは、4月中に申請書用紙を送付いたしますが、転入等で申請書用紙が届かない方については、教育委員会へお知らせください。

詳しくは、
教育委員会教育課
学校教育係
☎ (579) 5801 に
お問合せください。



小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行費に対し、本町に居住する保護者を対象に小学校第6学年1万円、中学校第3学年2万円を交付します。

要保護・準要保護就学援助、特別支援教育就学援助対象者は、当該制度の援助がありますので本交付金の対象になりません。

町内の小中学校に通学する児童生徒については、学校において手続きを行います。

特別支援学校小・中学部等に通学している児童生徒については、保護者が教育委員会へ手続きを行う必要があります。修学旅行出発日の20日前までに手続きしてください。

詳しくは、教育委員会教育課学校教育係
☎ (579) 5801 にお問合せください。

平成30年工業統計調査を実施します

- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎調査として活用されます。
- 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

経済産業省・北海道・豊頃町

お詫びと訂正

広報とよころ3月号「はるにれは見ていた」牛首別農事組合における排雪作業の記事において、組合長名が誤っておりましたので、訂正いたします。

「武隈英和組合長」ではなく、正しくは、「山本孝組合長」です。ご迷惑をおかけしました関係各位には、深くお詫び申し上げます。

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要なとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155-26-1099（フリーダイヤル）

▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

☎ 0120-20-8699（フリーダイヤル）

☎ 011-221-8699（携帯電話/PHS）

HP <http://www.qq.pref.hokkaido.jp/>

▽年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

豊頃医院・歯科診療所
『休診日のお知らせ』

●豊頃医院

日曜祝日、金曜日午後（第2・第4）、土曜日（第2・第4）は、休診日です。

4月は13日、27日の午後、及び14日、28日が休診日です。

●歯科診療所

日曜祝日、土曜日（第2・第4）は、休診日です。4月は14日、28日が休診日です。

夜間診療日（毎週水曜日）

※事前予約が必要になります。

平成30年度プレミアム付特別商品券
第1弾 3,300セット

我が町商品券発売

【予約受付】◇65歳以上の方に限ります◇

4月10日（火）午前8：30～

豊頃町商工会の窓口または電話予約

予約電話番号：574-2206

※予約販売数1,650セットに達した時点で予約受付を終了いたします。

【一般販売】

4月13日（金）

・豊頃町商工会（午前8：30～）

・豊頃町農業協同組合（午前8：30～）

・豊頃町役場大津支所（午前9：00～）

【その他】

・購入は豊頃町民に限ります。

・お1人様10セット（10万円）まで購入可能です。

・使用期限…平成30年6月30日まで。

10,000円で
12,000円のお買物



平成30年度発売予定 4月・6月・10月・12月

申 豊頃町商工会 ☎ (574) 2206

町有バス運休のお知らせ

学校の春休みに伴い次の便を運休します。

◎二宮線 全便運休

◎大津線 ①便 大津 7：08発⇒豊頃駅

③便 豊頃駅 16：05発⇒大津

【期間＝～4月8日（日）まで】

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

■お誕生（2月20日～3月19日届出分）

名 前	性別	親	住 所
まつむら 松村 唯花 ちゃん	女	健史・冴香	中央若葉町

■おくやみ（2月20日～3月19日届出分）

名 前	年齢	死亡年月日	住 所
山本 ヤチエ さん	93歳	30. 2. 23	牛首別
遠藤 忠幸 さん	80歳	30. 3. 2	幌岡
福井 喜太郎 さん	97歳	30. 3. 8	茂岩
真下 邦男 さん	79歳	30. 3. 17	農野牛

■寄附

住 所	名 前	目 的
【社会福祉協議会分】		
中央新町	野川 光雄 様	社会福祉増進のため
茂岩栄町	沢 紘二 様	社会福祉増進のため
幌岡	遠藤 昭恵 様	社会福祉増進のため
U900 笑年団 代表	松原敏行 様	社会福祉増進のため
第13回豊寿大学・生涯教室実行委員会 茂岩フラワー教室・豊寿大学手芸科・工房アン こだわりの店はらっぱ・友の会・連合婦人会	様	社会福祉増進のため
チャリティートヨッピー居酒屋	様	社会福祉増進のため
ECO! エコ! もったいない運動 廃品回収の換金分を社会福祉増進のため		

日	月	火	水	木	金	土
4/1 大安	2 赤口 える夢館・図書館休館日 総合体育館夜間休館日	3 先勝	4 友引 卓上サロン 10:00〔福〕 P36	5 先負 わんぱく広場 10:00〔保〕 P32	6 仏滅 人権相談・行政相談 13:30〔役〕 P36 特設行政相談 10:00〔大〕 P36	7 大安
8 赤口	9 先勝 える夢館・図書館休館日 総合体育館夜間休館日	10 友引 我が町商品券 予約受付 P41	11 先負 赤ちゃん広場 10:00〔こ〕 P34 ほっとサロン茂岩 13:00〔ひ〕 P36	12 仏滅 わんぱく広場 10:00〔こ〕 P32 運転免許更新時講習 13:15〔え〕 P38	13 大安 豊頃医院午後休診日 ほっとサロン豊頃 9:30〔豊〕 P36 コロコロキッチン 18:00〔ひ〕 P36 我が町商品券一般発売日 P41	14 赤口 豊頃医院・歯科診療所休診日
15 先勝	16 先負 える夢館・図書館休館日 総合体育館夜間休館日 ほっとサロン末広 13:00〔末〕 P36 町臨時職員募集締切 P32	17 仏滅 フィットネスカフェ 10:00〔ひ〕 P36	18 大安 消費者生活相談 11:30〔役〕 P36 とよころ消費生活塾 14:50〔役〕 P36 卓上サロン 10:00〔福〕 P36	19 赤口 わんぱく広場 10:00〔こ〕 P32	20 先勝	21 友引
22 先負 	23 仏滅 える夢館・図書館休館日 総合体育館夜間休館日 平成30年度豊寿大学生入学開講式 10:00〔え〕 P31	24 大安	25 赤口 赤ちゃん広場 10:00〔こ〕 P34 ほっとサロン茂岩 13:00〔ひ〕 P36 ほっとサロン大津 10:00〔大〕 P36	26 先勝 わんぱく広場 10:00〔こ〕 P32	27 友引 豊頃医院午後休診日 お元気サロン 9:30〔豊〕 P36	28 先負 豊頃医院・歯科診療所休診日
29 仏滅 昭和の日	30 大安 振替休日	5/1 赤口 える夢館・図書館休館日 総合体育館夜間休館日	2 先勝	3 友引 憲法記念日	4 先負 みどりの日	5 仏滅 こどもの日
6 大安	7 赤口 える夢館・図書館休館日 総合体育館夜間休館日	8 先勝 乳幼児・1歳6か月 児・3歳児健診 13:00〔保〕 P33	施設凡例 〔役〕 役場庁舎 ☎ (574)2211 〔え〕 える夢館 ☎ (579)5801 〔こ〕 こどもプラザとよころ ☎ (574)3931 〔保〕 保健センター ☎ (574)3141 〔体〕 総合体育館 ☎ (574)2480			〔福〕 福祉センター ☎ (574)3143 〔医〕 豊頃医院 ☎ (574)2020 〔豊〕 豊頃コミュニティセンター ☎ (574)3358 〔大〕 大津コミュニティセンター ☎ (575)2413 〔ひ〕 ひだまり交流館 ☎ (574)3143 〔末〕 末広近隣コミュニティセンター

「とよころカレンダー」は、切り取ってお貼りいただけるよう裏表紙に掲載しています。

茂岩山自然公園各施設がオープン!

森林公園

【利用期間】4月28日(土)～11月4日(日)

		日帰り	宿泊
バンガロー	A (6人用)	1,500円	3,000円
	B (4人用)	1,000円	2,000円
	C (2人用)	500円	1,000円
キャンプ場	テント1張1泊	300円	
寝 具	1式1日(マット・毛布・枕)	600円	
炊事兼焼肉施設 (パーゴラ)	1人1回 高校生以上	100円	

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

茂岩山グリーンハウス

【利用期間】4月28日(土)～11月4日(日)
○スポーツをした後の休憩所としてご利用ください。テニス用ラケットやボールは無料で貸出します。

テニスコート	1面1時間	600円
サイクリングコース用自転車	1台2時間	300円

※テニスコートに入る場合は原則としてテニスシューズ(運動靴可)を履いてください。

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

森林公園管理棟(陶芸教室)

管 理 等 利 用 料 金 (中学生以下無料)	施設利用料	1人1日	200円
	年間利用料	1人年間	20,000円

※年間利用券は、4月2日(月)から、役場施設課(3階)または大津支所で購入できます。

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

茂岩山パークゴルフ場

【利用期間】4月28日(土)～11月4日(日)
○パークゴルフ場は無料で利用できます。また、用具(クラブやボール)も無料で貸出します。

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

